



塩尻市 緑 の基本計画

平成21年

塩 尻 市

塩尻市緑の基本計画

目 次

序 章 計画策定の趣旨	4
1 計画の目的	4
2 緑の基本計画の位置付け	4
3 計画の内容	5
4 目標年次及び対象区域	5
5 都市における緑の機能	6
第1章 塩尻市の概況と緑の現況	7
1 塩尻市の特性	7
2 緑の現況	15
第2章 緑のまちづくりに対する市民の声	19
1 アンケート調査の概要	19
2 アンケート調査の結果	19
第3章 緑の課題	24
1 良好な都市環境と自然環境の保全に向けた課題	25
2 多様なレクリエーションの場の提供に向けた課題	27
3 安全を支える都市空間の形成に向けた課題	31
4 まちと緑が調和した良好な都市景観の向上に向けた課題	32
5 緑のまちづくりにおける住民参画の実現に向けた課題	34
第4章 計画の基本方針	35
1 基本理念と将来像	35
2 基本方針	38
第5章 緑地の保全及び緑化の目標	41
1 緑地の保全及び緑化の目標	41

第6章 緑地の配置等の方針	42
1 ふるさとの自然をまもり うるおいのあるまちをつくる	42
2 緑とふれあう楽しいまちをつくる	46
3 安全で安心なまちをつくる	49
4 緑豊かな美しい景観をつくる	51
5 緑を育てる心をはぐくむ	54
第7章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策	57
1 緑地の保全と創出のための施策	57
2 緑化の推進のための施策	60
附属資料	65

1 計画の目的

「緑」は、自然環境の保全、レクリエーションの場の提供、都市の安全性の確保、良好な景観の形成など、様々な役割を有しています。近年の地球規模での環境問題の深刻化をはじめ、少子高齢化の進展、環境や美しさを重視する価値観の変化などにもなっており、「緑」の役割はますます重要となっています。

平成16年には、景観緑三法の制定により、都市緑地保全法の一部が改正され、名称が都市緑地法と改められました。また、本市は、平成17年に「第四次塩尻市総合計画」を策定、その後「塩尻市都市計画マスタープラン」を改定し、新たなまちづくりの方向性を明らかにしているところです。

これらを背景に、本市における将来の「緑」と「オープンスペース」に関するあるべき姿とそれを実現するための施策について、総合的かつ一体的に示し、緑地の適切な保全と緑化の推進を市民と協働で進めることを目的として、「塩尻市緑の基本計画」を策定しました。

2 緑の基本計画の位置付け

本計画は、本市のまちづくりの基本指針となる「第四次塩尻市総合計画」に即し、「塩尻市都市計画マスタープラン」に適合するとともに、「塩尻市環境基本計画」との調和を保ちつつ、緑地の保全・整備、緑化の推進など、緑に関する個別計画として位置付けられます。

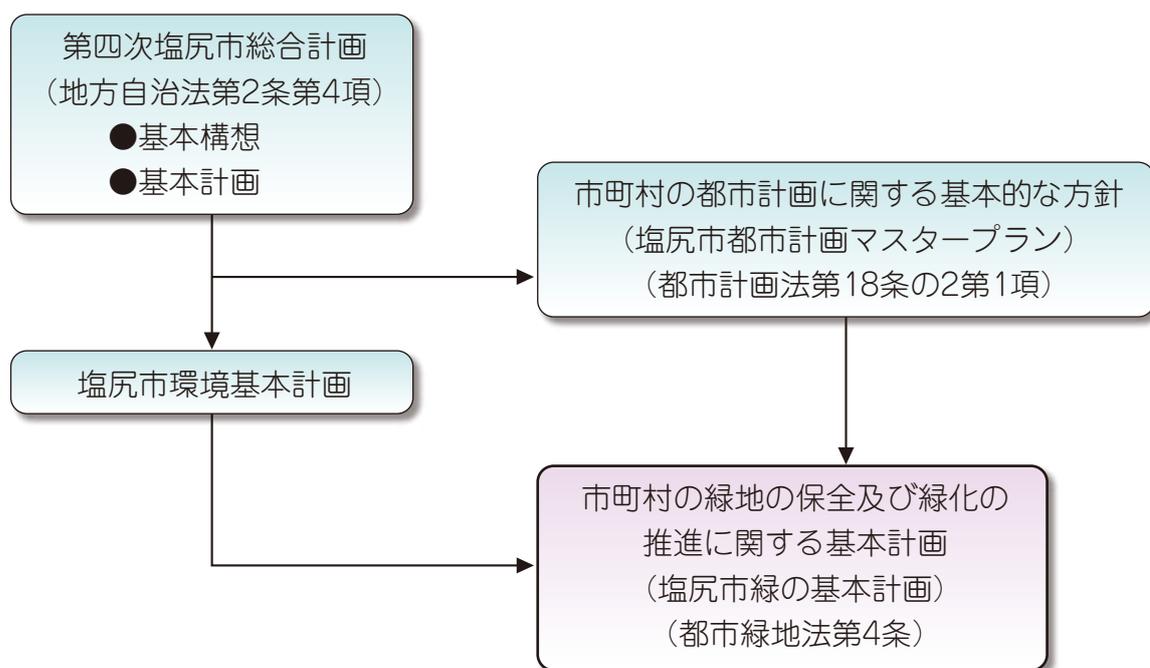


図. 緑の基本計画の位置付け

3 計画の内容

本計画の内容は、以下の内容で構成しています。

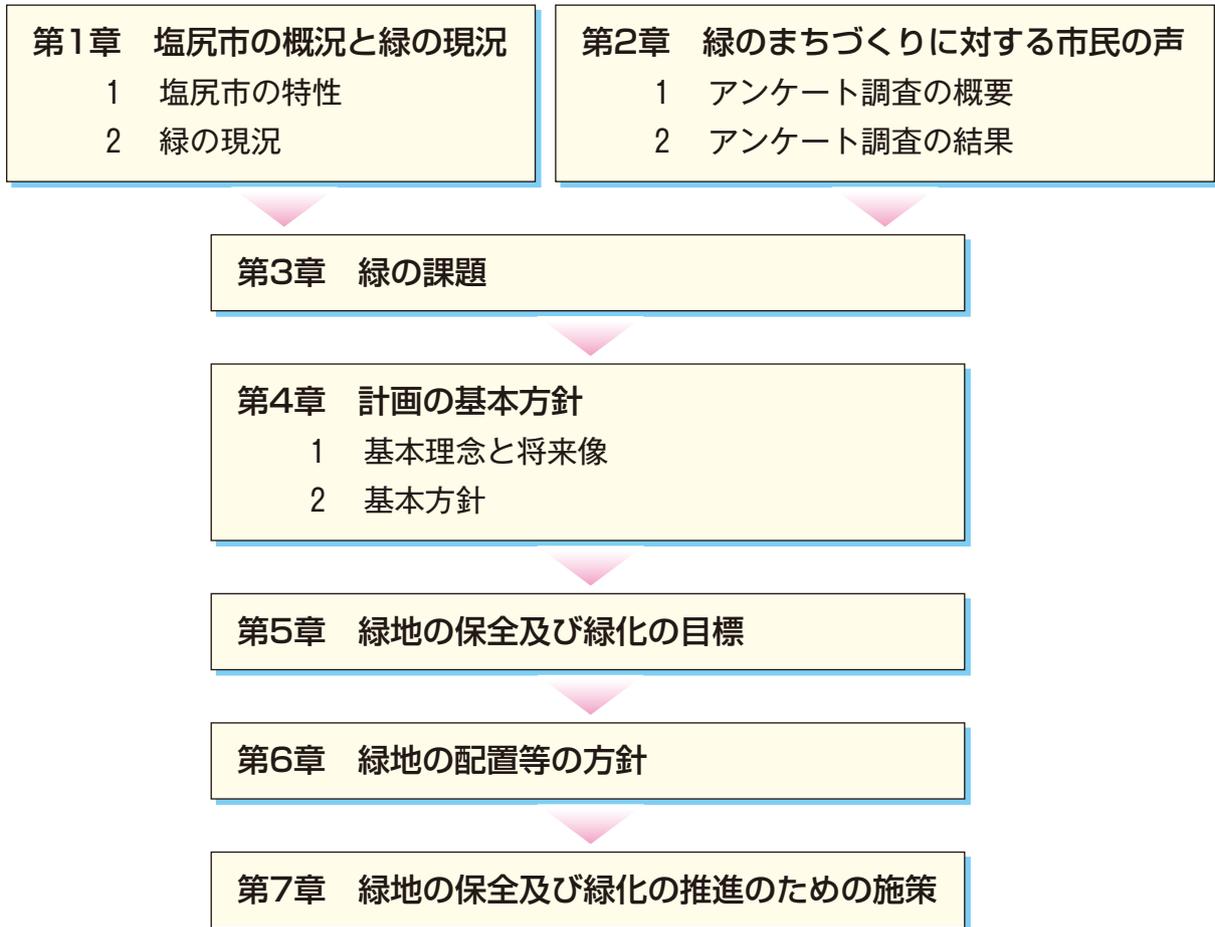


図. 計画の構成

4 目標年次及び対象区域

本計画の目標年次は、「塩尻市都市計画マスタープラン」との整合を図り、平成20年を基準年として、概ね20年後の平成40年（2028年）とします。また、個別の施策内容は、概ね10年後の平成30年（2018年）を目標とします。

本計画の対象区域は、市域全域として、詳細な目標・施策などは都市計画区域内を原則とします。

5 都市における緑の機能

本計画を策定するにあたり、都市の緑が有する役割や効果を系統別に整理します。

役割1：環境保全機能（都市環境の保全）

緑は、二酸化炭素の吸収、大気の浄化、ヒートアイランド現象などにより悪化する都市の気象、騒音や振動の緩和などの機能を有しています。また、都市内の樹林地や河川などの水辺地は、野生生物の生育地・生息地として生態系を構成し、市街地へ清涼な風を運ぶ道を形成するなど、人と自然が共生する都市環境の保全機能を有しています。

役割2：レクリエーション機能（レクリエーションの場の提供）

身近な公園などの緑豊かなオープンスペースは、地域コミュニティを支える場や自然とのふれあい、市民の健康づくり、桜や紅葉など四季を感じ美しい風景を鑑賞するなどの様々なレクリエーション活動の場として、重要な役割を有しています。

役割3：防災機能（都市の安全性の確保）

都市の緑地やオープンスペースは、地震や火災の発生時において、市民の避難場所や避難路、火災の延焼防止、消防活動やボランティア活動などの救急活動の拠点、復旧活動拠点、広域防災拠点などの様々な防災機能を有しています。また、これらを適正に配置・保全することにより、都市の安全性・防災性を高めることができます。

役割4：景観形成機能（良好な景観の形成）

緑は、地域固有の気候、歴史、文化などと密接に関わっており、緑を適切に維持管理し、都市の景観的資源としていかすことにより、個性と魅力ある地域づくりを進めることに寄与します。特に、建物や道路をはじめとする人工的構造物が大半を占める市街地は、公園や街路樹の緑が人工的で無機質になりがちな景観を和らげ、日常生活にうるおいとやすらぎを与えるという優れた機能を有しています。

1 塩尻市の特性

(1) 自然的条件

1) 位置・地勢

本市は、松本盆地の南端、長野県のほぼ中央に位置し、北アルプス、鉢盛連峰、東山・高ボッチ山、さらに中央アルプスの山並みを背景に田園風景が広がり、清涼な水と豊かな緑に恵まれた歴史あるふるさとです。市内には、信濃川水系の奈良井川と田川、天竜川水系の小野川が流下し、塩尻峠、善知鳥峠、鳥居峠などは日本海と太平洋の分水嶺となっています。地形は、扇状地形で、東西17.7 km、南北37.8 kmと南北に細長く、面積290.18 km²の市域を有しています。



図. 塩尻市の位置

2) 気候

本市の気候は、北アルプスなどの山々に囲まれているため内陸型気候に属し、年間の寒暖の差が大きく、降雨量は比較的少なくなっています。平成19年の月別平均気温をみると、8月の平均気温が24.6℃に対し、1月の平均気温は-0.4℃と、年間25.0℃の気温差が生じており、周囲の山脈を越えて吹き込む乾燥した空気によって、夏季は冷涼で、冬季は雪が少なく寒さが厳しい気候特性を有しています。

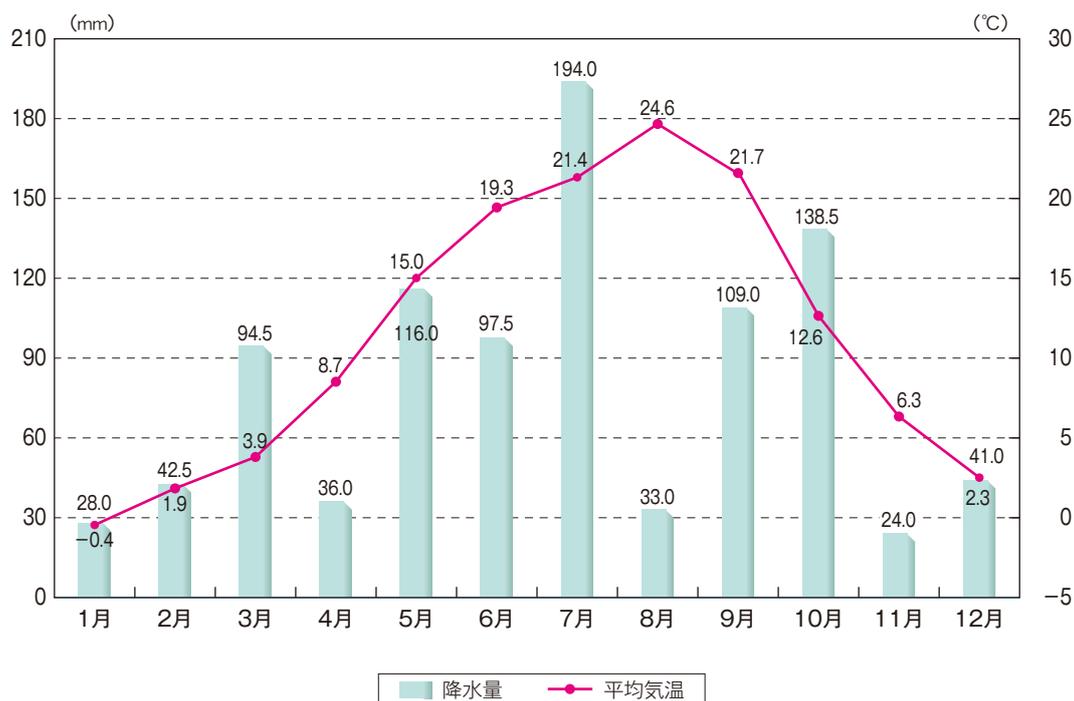


図. 気象概況

資料：統計しおじり 2007年版



(2) 社会的条件

1) 都市構造の特性

①都市構造の骨格

本市は古くから、太平洋側と日本海側の交通が交差する要衝であり、近世には中山道、三州街道沿いに「奈良井宿」や「塩尻宿」など多くの宿場が栄えていました。現在は信州まつもと空港をはじめ、JR中央東線、中央西線及び篠ノ井線、道路は長野自動車道のほか、国道19号、20号、153号などが通る交通の結節点となっており、これら鉄道・道路網が骨格となって塩尻駅・広丘駅を中心とした南北に長い都市構造を形成しています。



②拠点機能の立地集積

本市の商業機能は、塩尻駅周辺の大門地区に商業・業務施設を核とした中心市街地が形成され、国道19号沿道には、ロードサイド型商業・業務施設の集積がみられます。

また、工業機能は、塩尻駅・広丘駅の各駅周辺工業専用地域や広丘堅石地区の工業地域内及び市街化調整区域に立地する3箇所の工業団地に集積しています。



③都市空間の特性

本市は、市街地から望む北アルプスなどの山並みを背景として、市街地周辺部に広がる農地、奈良井川や田川が流れる、自然豊かな田園都市を形成しています。また、宿場町として栄えた名残として、街道筋には歴史的・文化的景観を今に残しています。



2) 人口推移

平成17年（国勢調査）の人口は68,346人となっており、近年人口増加の傾向が緩やかになっています。

一方、国勢調査をもとに住民基本台帳の世帯移動を加減した推計人口（各年10月1日現在）は、平成18年68,249人、平成19年67,802人と減少に転じています。

平成17年（国勢調査）の年齢階層別人口は、年少人口（0～14歳）が10,053人（構成比14.7%）、生産年齢人口（15歳～64歳）が44,148人（同64.6%）、老年人口（65歳以上）が14,145人（同20.7%）となっています。

経年推移をみると、全国的な傾向と同様に、年少人口が減少し、老年人口が増加する傾向が顕著となっています。長野県及び全国平均と比較すると、長野県の高齢化率は23.8%であり全国平均の20.2%と比べて高い値を示していますが、本市の高齢化率は全国平均とほぼ同水準の20.7%となっています。

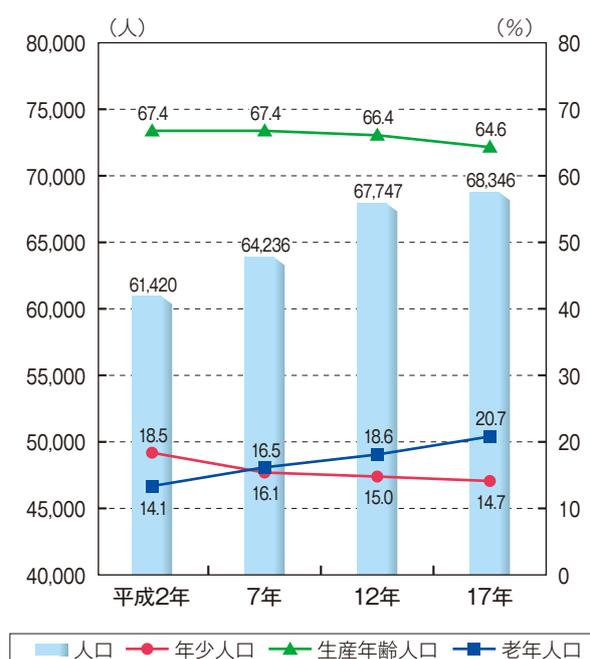


図. 総人口と年齢階層別人口の推移
資料：国勢調査

3) 都市計画区域区分

本市の行政区域29,018haのうち、都市計画区域は9,713ha（行政区域の33.5%）が決定されており、その内944ha（行政区域の3.3%）が市街化区域となっています。

表. 都市計画区域区分

区 分	面積 (ha)	割合 (%)
市街化区域	944	3.3
市街化調整区域	8,769	30.2
都市計画区域	9,713	33.5
都市計画区域外	19,305	66.5
行政区域	29,018	100.0

資料：都市計画基礎調査

4) 市街地の変遷

本市の人口集中地区（DID）は、拡大傾向にあり、昭和60年は490haでしたが、平成17年では795haと1.6倍に拡大しています。人口集中地区（DID）の分布は、市街化区域内のほぼ全域に広がり昭和60年以降の拡大の状況は、長野自動車道塩尻北IC周辺、広丘駅から塩尻駅を結ぶ地域の拡大が顕著となっています。

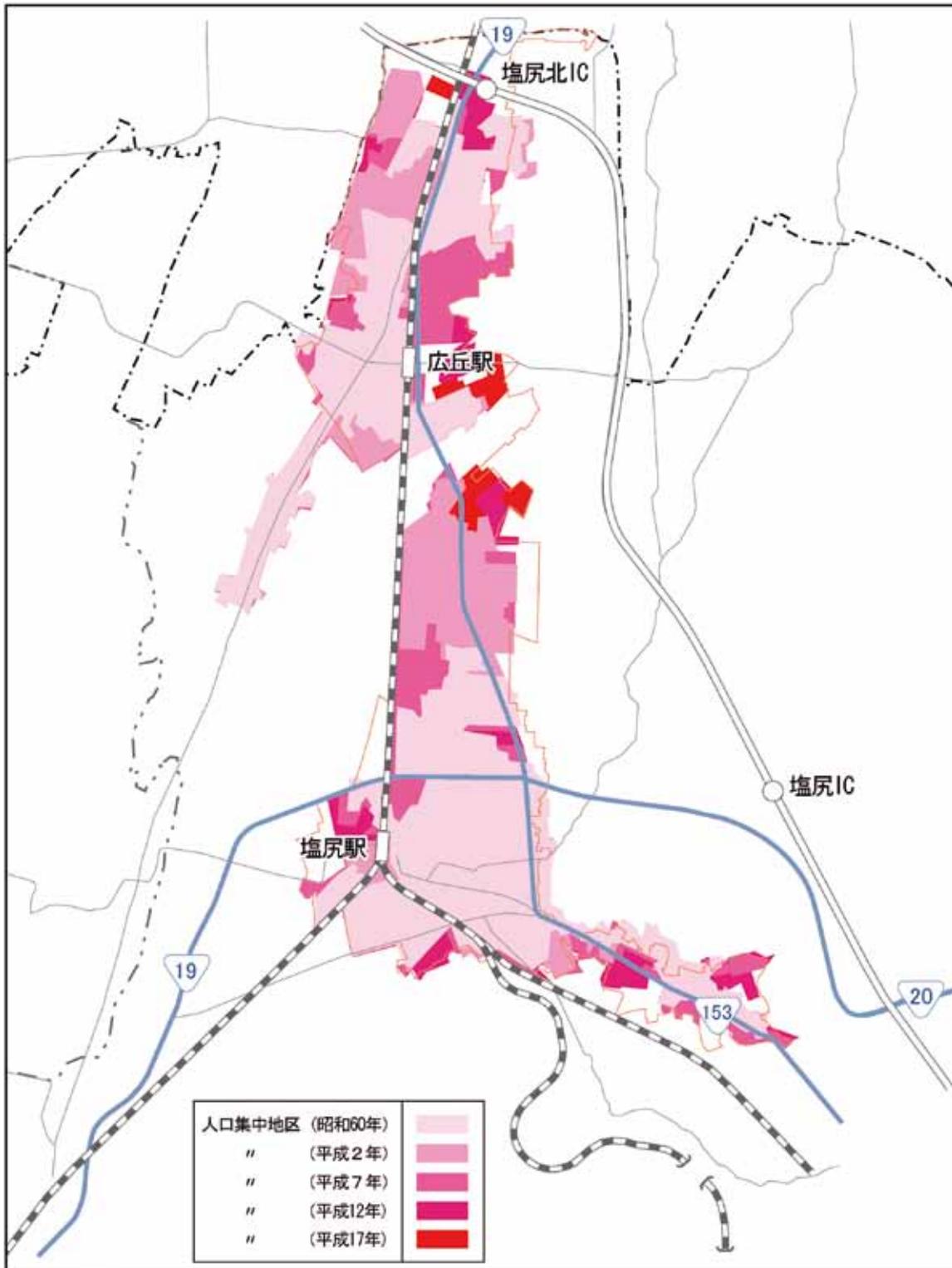


図. 人口集中地区（DID）の変遷

(3) 塩尻市の国定公園及び県立公園の指定状況

市内に位置する国定公園及び県立公園は、八ヶ岳中信高原国定公園、塩嶺王城県立公園及び中央アルプス県立公園が指定されています。

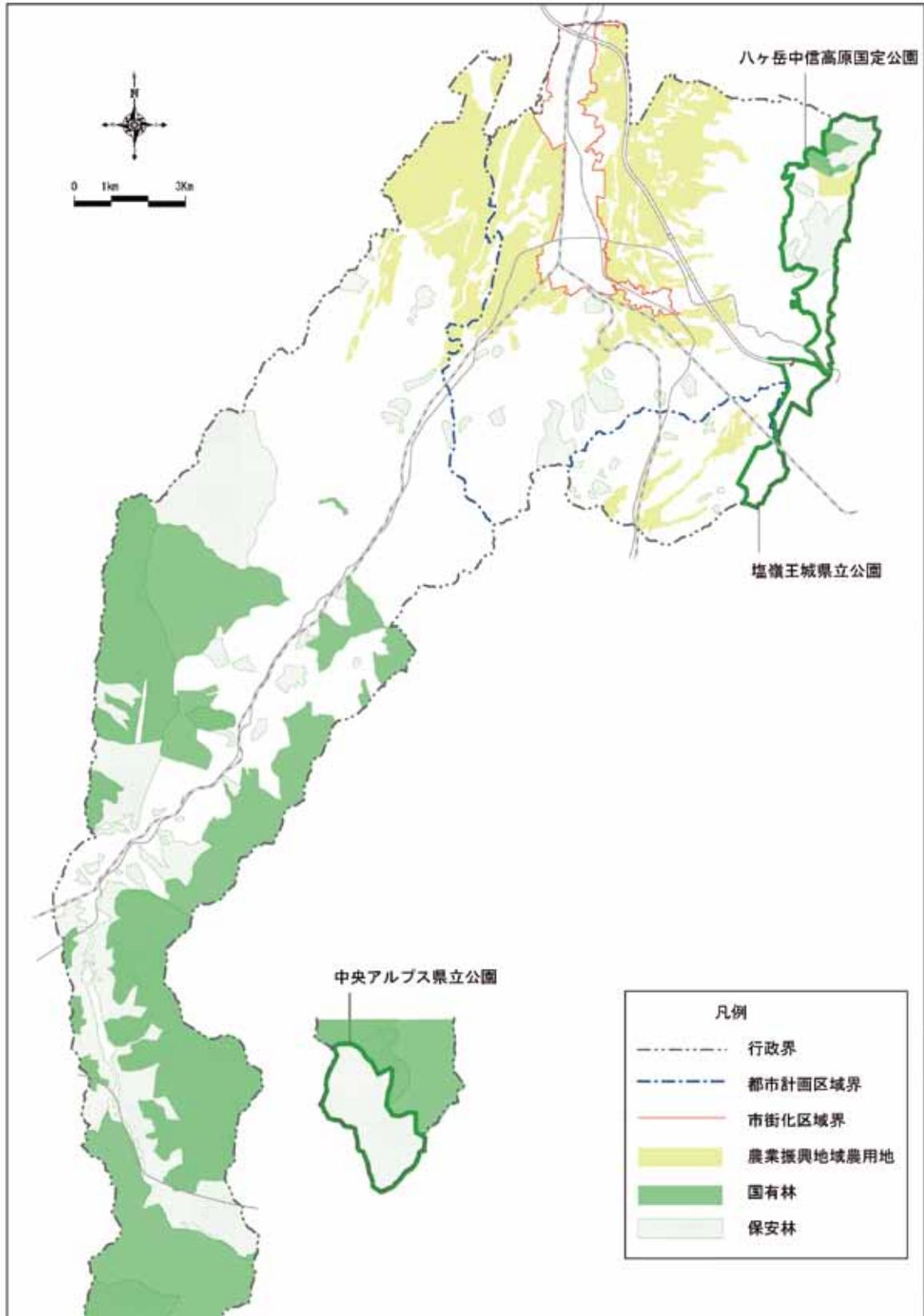


図. 塩尻市の国定公園・県立公園の位置

(4) 塩尻市の天然記念物

市内の天然記念物は、県指定天然記念物が2件、市指定天然記念物が12件あり、その概要は以下のとおりです。

■県指定天然記念物

NO.	指定年	名 称	概 要
1	S35	小野・矢彦神社社叢	ケヤキ・オオモミジ・イヌザクラ・ナワガシワなどの巨木が茂り、林床にはニリンソウ・ワニグチソウ・ウバユリ・チゴユリなど多くの植物が生育し、この地域の平地林の林相をよく残しています。
2	S44	贅川のトチ	胸高幹周9.8m、樹高32mのトチノキで、幅20mを超える見事な枝振りです。

■市指定天然記念物

NO.	指定年	名 称	概 要
1	S46	<small>いづないなり</small> 飯綱稲荷神社 樹叢	ヒノキ・イチイ・スギからなる樹叢です。
2	S46	釜の沢マルバノキ 自生地	マルバノキは本州中部以西、四国に分布し、県内では下伊那、木曾南部に見られますが、鳥居峠より北にある隔離分布地です。
3	S46	大宮八幡のイチイ	胸高幹周3.3mの市内で一番大きいイチイの巨木です。
4	S46	相吉のシダレグ 自生地	シダレグりは枝が電光形に折れ曲がって成長し、たけの低い丸い樹形になります。相吉の溜池に面した斜面に約100本が自生します。
5	S46	<small>いけおい</small> 池生神社社叢	トチノキ・ケヤキ・カツラの巨木やオオモミジ・ウリハダカエデ・ミズキなどの落葉広葉樹が主体となった林で、カタクリなどの春植物でも有名です。この地域の自然林として貴重です。
6	S46	床尾神社のアサダ 大木群	比較的珍しいアサダの巨木がまとまってみられる社叢で、最大のは胸高幹周が3mを超えています。
7	S46	東漸寺のシダレ ザクラ	胸高幹周4.4mある市内最大のシダレザクラです。道路脇にあるため、やや樹勢が衰えています。
8	S61	諏訪神社社叢	胸高直径1mを超すウラジロモミ・イタヤカエデ・ケヤキのほか、モミ・スギ・アカマツ・ヒノキ・イチイからなる社叢です。
9	S61	<small>しずめ</small> 鎮神社社叢	胸高直径1m以上、樹高40m近いスギ・ハリモミ・ケヤキの巨木やイチイ・カラマツ・ヒノキなどからなる社叢です。ヒノキとサワラの交雑種もみられます。
10	S61	<small>あさぎぬの</small> 麻衣廻神社社叢	ヒノキ・ケヤキ・ウラゲエンコウカエデ・クリなどの巨木からなる社叢です。特にクリの巨木は珍しいです。
11	H13	権兵衛峠のカラ マツ	胸高幹周3.9m、樹高34.5mで推定樹齢250年の天然カラマツです。権兵衛峠付近の天然林に生育し、周囲にも巨木が見られます。
12	H19	下西条ウラジロ モミ大樹群	胸高幹周1.6～4.5m、樹高20～39mにわたる13本のウラジロモミからなる、わが国の森林で珍しい大樹群です。

(5) 近隣市町村の広域公園等の状況

本市周辺の市及び長野県の公園整備状況は、下表のとおりとなっています。都市計画区域人口1人当たりの都市公園面積をみると、本市が15.10㎡と長野県平均を約3㎡上回っています。

表. 周辺市の公園整備状況

平成20年3月31日現在

区 分		都市公園 計画面積	計画面積の うち開設済	計画決定して いない開設済 都市公園	開設済都市 公園合計	都市計画区域 人口1人当たり 面積(㎡)
塩尻市	箇所	9	9	21	30	
	ha	79.62	76.85	6.18	83.03	15.10
松本市 (梓川を除く)	箇所	49	46	90	136	
	ha	292.28	278.86	32.12	310.98	15.02
安曇野市	箇所	39	39	6	45	
	ha	283.74	107.98	2.42	110.40	11.50
岡谷市	箇所	3	3	16	19	
	ha	57.43	39.83	22.53	62.36	11.55
諏訪市	箇所	22	21	4	25	
	ha	96.23	67.11	0.83	67.94	12.82
茅野市	箇所	28	24	2	26	
	ha	118.66	83.07	0.19	83.26	14.61
長野県	箇所	538	491	361	852	
	ha	2,815.39	1,689.95	484.94	2,174.89	11.64

※ 安曇野市の都市公園数には、国営公園の1箇所を含む

資料：県都市計画課



2 緑の現況

(1) 塩尻市の緑の現況量

1) 緑地の現況と緑地比率

本市の緑地の現況量を、都市計画基礎調査（平成20年3月）及び図上計測により、区域区分ごとに算出し、各区域の現況量を算出しました。市街化区域内の緑地合計は193.9haで、緑地比率は20.5%となっています。また、市街化調整区域は、大半を農地や森林に覆われていることから、緑地合計は7,589.1ha、緑地比率は86.5%となっています。

表. 緑地の現況量

単位：ha

区 分		市街化 区域 A	市街化調整 区域 B	都市計画 区域 C=A+B	都市計画 区域外 D=E-C	行政区域 E
施設 緑地	都市公園	6.7	25.3	32.0	51.0	83.0
	公共施設緑地	25.3	85.7	111.0	19.9	130.9
	民間施設緑地	8.7	35.8	44.5	141.5	186.0
	施設緑地合計	40.7	146.8	187.5	212.4	399.9
地域制 緑地	河川・水面等	9.6	311.4	321.0	225.5	546.5
	保安林区域	0.0	663.8	663.8	7,375.8	8,039.6
	森林区域(保安林区域を含む)	2.5	4,949.3	4,951.8	16,840.0	21,791.8
	農用地区域	0.0	2,194.2	2,194.2	1,355.3	3,549.5
	緑地協定	54.3	0.0	54.3	0.0	54.3
	地域制緑地合計	66.4	7,454.9	7,521.3	18,420.8	25,942.1
その他 緑地	その他農地	89.2	0.0	89.2	0.0	89.2
	その他緑地合計	89.2	0.0	89.2	0.0	89.2
緑地合計		193.9	7,589.1	7,783.0	18,633.2	26,416.2
区域面積		944.0	8,769.0	9,713.0	19,305.0	29,018.0
緑地比率 (%)		20.5%	86.5%	80.1%	96.5%	91.0%

※ 施設緑地：統計しおじり2007年版、都市計画基礎調査レクリエーション調査等より集計

※ 地域制緑地：都市計画基礎調査土地利用調査等より集計

※ 地域制緑地合計：保安林区域を除いたもの

※ 緑地合計：重複面積（都市計画基礎調査との重複、緑地協定内公園など）を除いたもの

（参照：P17表. 緑地現況量の内訳）

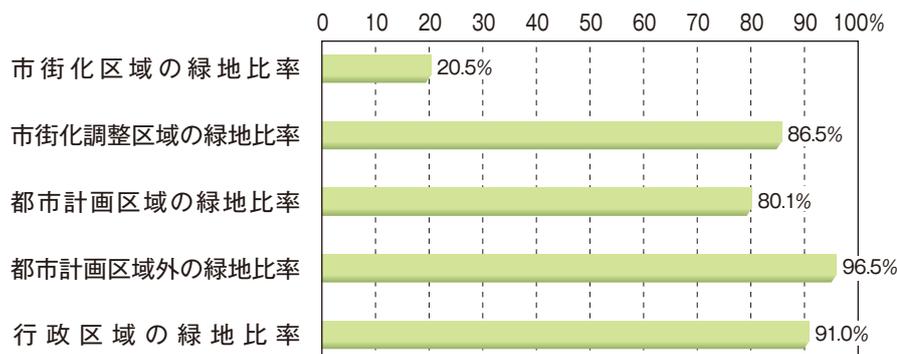


図. 区域ごとの緑地比率

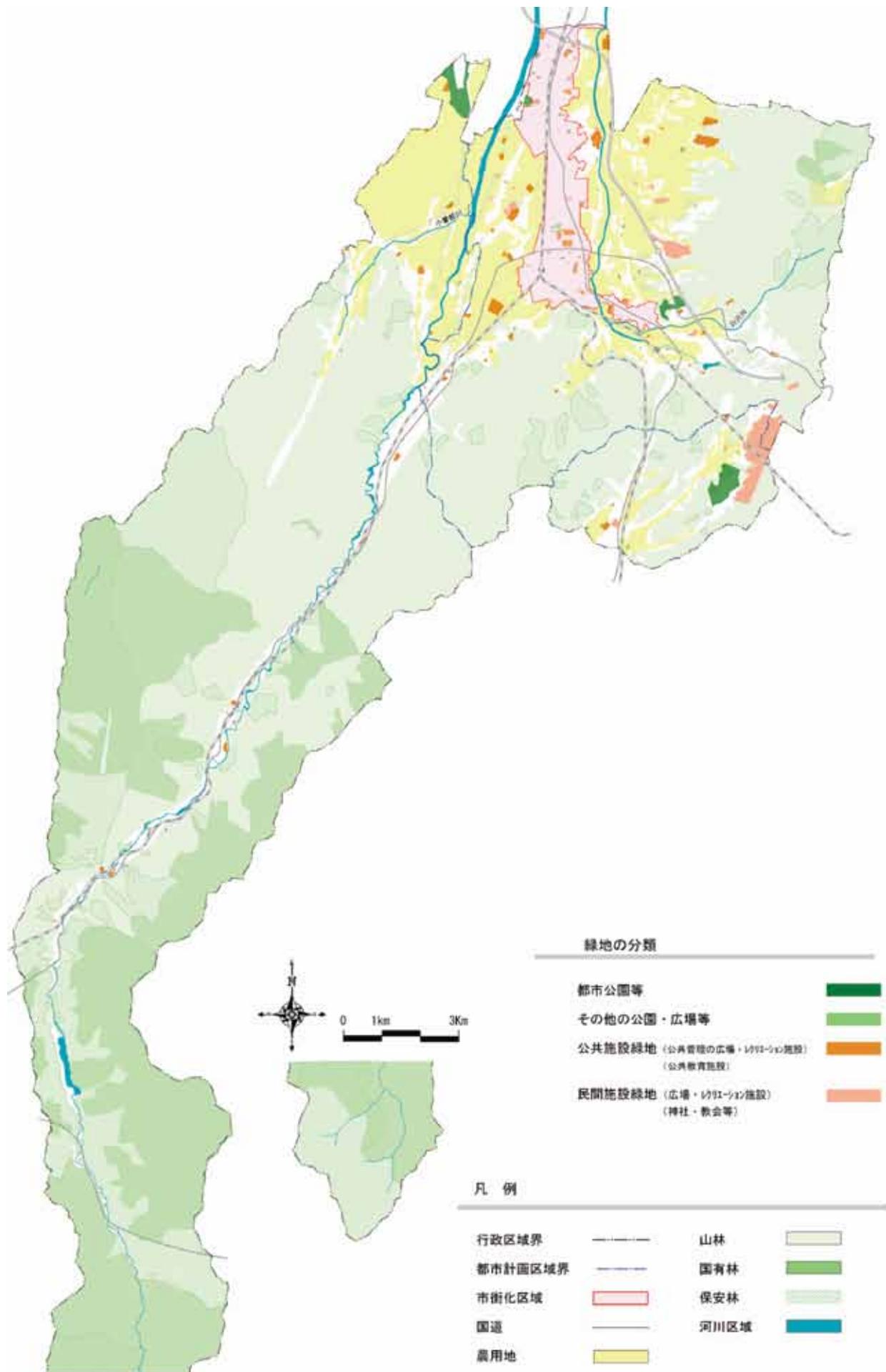


図. 緑地現況図

表. 緑地現況量の内訳

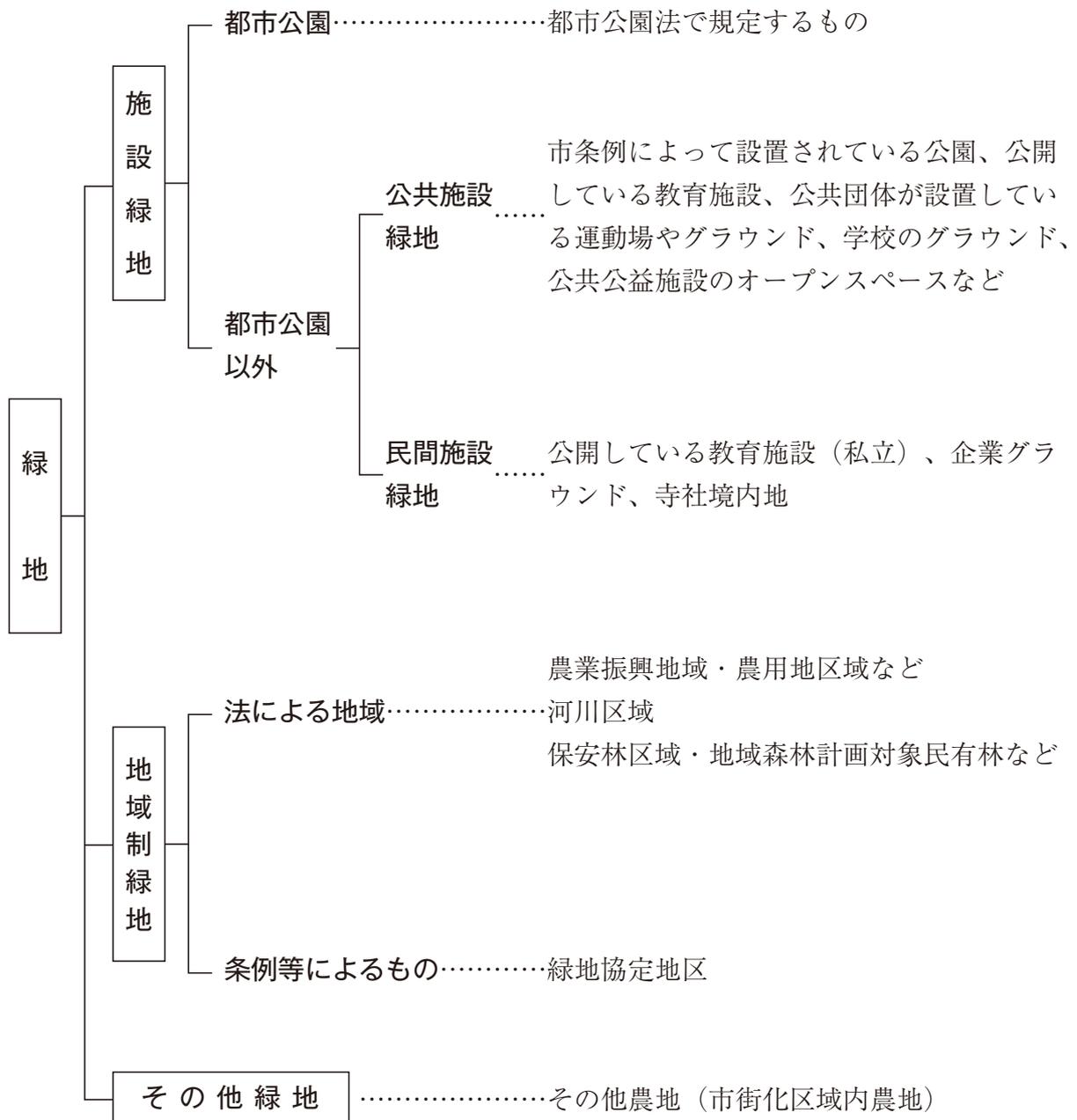
区 分			市街化区域		市街化調整区域		都市計画区域		都市計画区域外		行政区域	
			箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
施設 緑地	住区 公園	街区公園	24	5.2	3	0.4	27	5.6	0	0.0	27	5.6
		近隣公園	1	1.5	0	0.0	1	1.5	0	0.0	1	1.5
		地区公園	0	0.0	1	1.4	1	1.4	0	0.0	1	1.4
	幹都 公園	総合公園	0	0.0	1	23.5	1	23.5	0	0.0	1	23.5
		運動公園	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	基幹公園 計		25	6.7	5	25.3	30	32.0	0	0.0	30	32.0
	広域公園		0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	51.0	1	51.0
	都市公園 計		25	6.7	5	25.3	30	32.0	1	51.0	31	83.0
	その他公園・広場等		12	5.0	26	9.6	38	14.6	18	4.2	56	18.8
	公共団体管理 運動場・レクリエーション施設等		5	4.3	15	24.0	20	28.3	12	6.8	32	35.1
	公共 施設 教育	高 校	1	2.7	1	2.9	2	5.6	0	0.0	2	5.6
		中学校	1	1.5	3	6.1	4	7.6	2	2.1	6	9.7
		小学校	5	6.4	2	1.8	7	8.2	2	3.2	9	11.4
	公共管理の施設等		8	5.4	13	41.3	21	46.7	6	3.6	27	50.3
	公共施設緑地 計		32	25.3	60	85.7	92	111.0	40	19.9	132	130.9
	広場・レクリエーション施設		4	2.9	2	0.8	6	3.7	2	133.4	8	137.1
	寺院・神社		7	3.5	27	24.6	34	28.1	18	8.1	52	36.2
	民間 施設 教育	大 学	0	0.0	1	10.4	1	10.4	0	0.0	1	10.4
		高 校	1	2.3	0	0.0	1	2.3	0	0.0	1	2.3
	民間施設緑地 計		12	8.7	30	35.8	42	44.5	20	141.5	62	186.0
施設緑地 計		69	40.7	95	146.8	164	187.5	61	212.4	225	399.9	
地域 制 緑地	河川・水面等		-	9.6	-	311.4	-	321.0	-	225.5	-	546.5
	保安林区域		-	0.0	-	663.8	-	663.8	-	7,375.8	-	8,039.6
	森林区域(保安林区域を含む)		-	2.5	-	4,949.3	-	4,951.8	-	16,840.0	-	21,791.8
	農用地区域		-	0.0	-	2,194.2	-	2,194.2	-	1,355.3	-	3,549.5
	緑地協定		16	54.3	0	0.0	16	54.3	0	0.0	16	54.3
地域制緑地 計		-	66.4	-	7,454.9	-	7,521.3	-	18,420.8	-	25,942.1	
その他 緑地	その他農地		-	89.2	-	0.0	-	89.2	-	0.0	-	89.2
	その他緑地 計		-	89.2	-	0.0	-	89.2	-	0.0	-	89.2
重複面積		-	2.4	-	12.6	-	15.0	-	0.0	-	15.0	
緑地合計		-	193.9	-	7,589.1	-	7,783.0	-	18,633.2	-	26,416.2	
区域面積		-	944.0	-	8,769.0	-	9,713.0	-	19,305.0	-	29,018.0	
緑地比率 (%)		-	20.5	-	86.5	-	80.1	-	96.5	-	91.0	

※ 地域制緑地計は、保安林区域を除いたもの

※ 重複面積は、緑地協定内公園など

【緑地の定義・分類】

本計画に用いる「緑地」とは、公園や農地、山林、その他民間施設のオープンスペースなど、良好な自然環境を形成している地域を指します。具体的には、下記の区分のとおり、公園や広場など公共施設等として管理される区域や一般に利用できる施設として確保されている土地の区域（施設緑地）や各種の法規制によって土地利用がコントロールされている区域（地域制緑地）に大別されます。また、その他の緑地として市街化区域内の農地を区分します。



第2章

緑のまちづくりに対する市民の声

1 アンケート調査の概要

本計画を策定するにあたり、計画に市民の多くの意見を反映させるため、緑のまちづくりに関する市民の意向を、アンケート調査によって把握しました。

■ アンケート調査の実施概要

○ アンケート対象者

・市内在住の18歳から75歳までの方から、約2,000人を無作為に抽出

○ 配布・回収方法

・郵送による配布、郵送による回収

○ 調査実施期間

・平成19年7月19日～8月6日

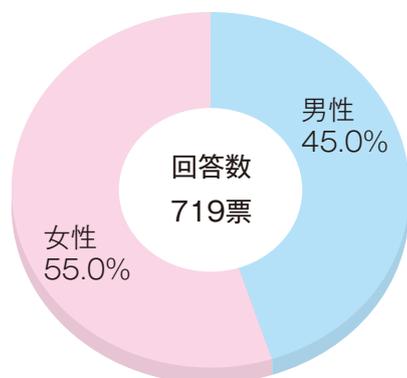
○ 回収結果

・回収数719票（回収率35.9%）

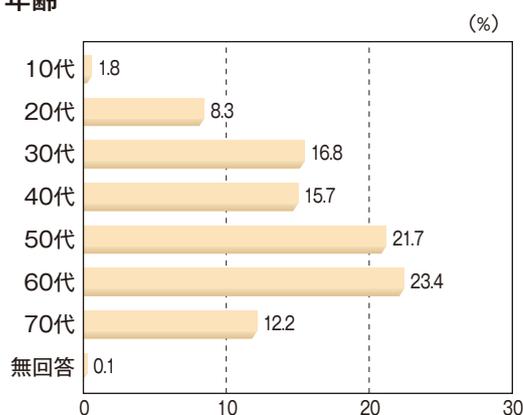
2 アンケート調査の結果

(1) 回答者の属性

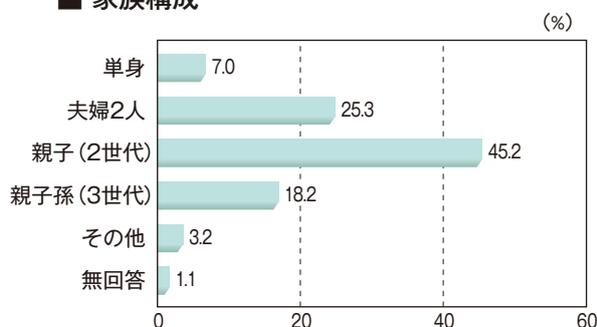
■ 性別



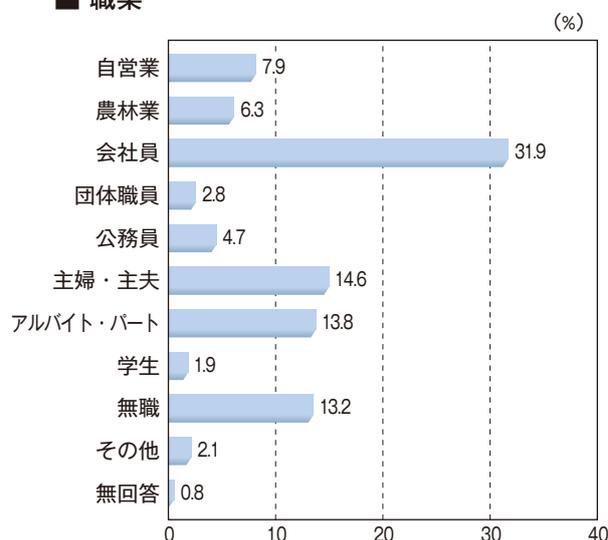
■ 年齢



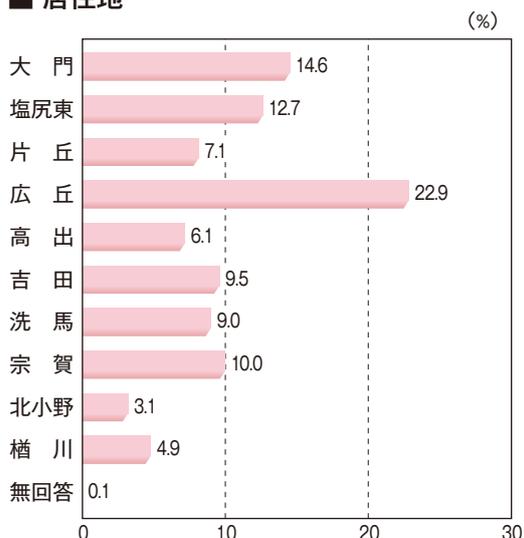
■ 家族構成



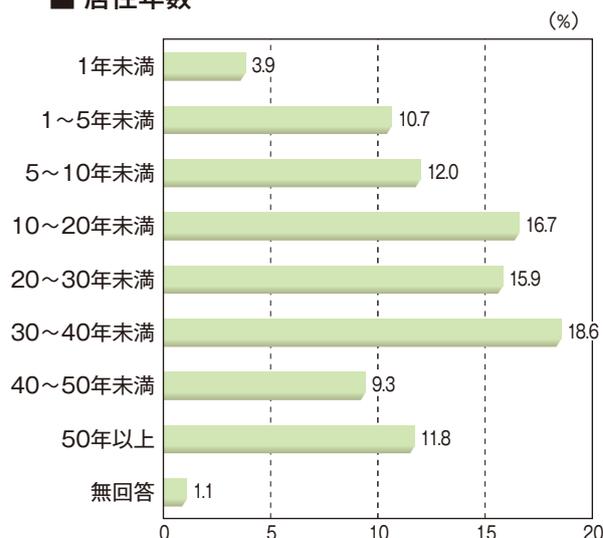
■ 職業



■ 居住地

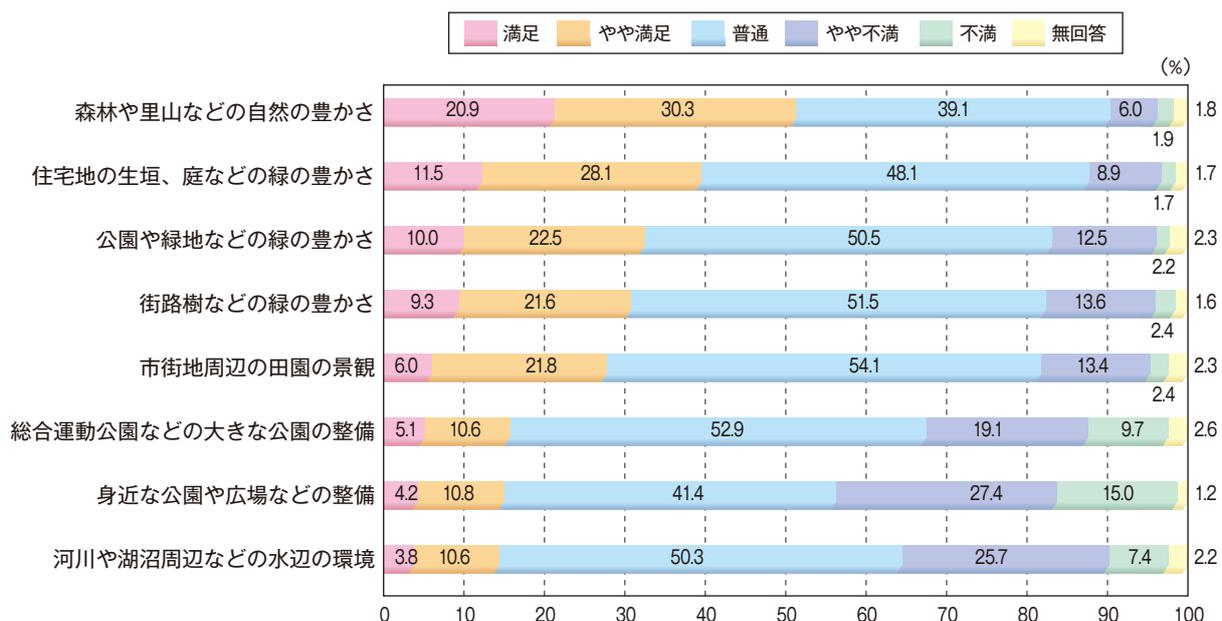


■ 居住年数



(2) 緑のまちづくりの現状について

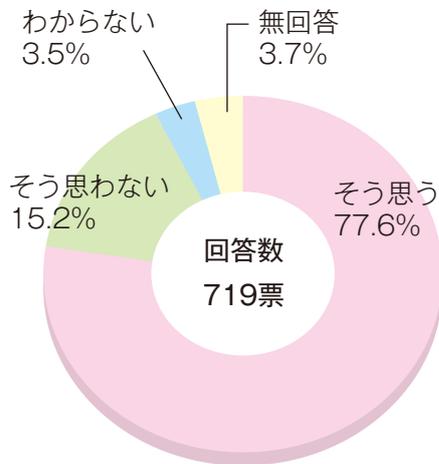
1) 塩尻市の現状について、あなたの考え方に近いものはどれですか？



- ・緑のまちづくりの現状については、「森林や里山などの自然の豊かさ」への満足度が51.2%と概ね満足している状況を示しており、次いで「住宅地の生垣、庭などの緑の豊かさ」「公園や緑地などの緑の豊かさ」「街路樹などの緑の豊かさ」となっています。
- ・一方、不満とと思っている項目は、「身近な公園や広場などの整備」(42.4%) 「河川や湖沼周辺などの水辺の環境」(33.1%) 「総合運動公園などの大きな公園の整備」(28.8%) の順となっています。

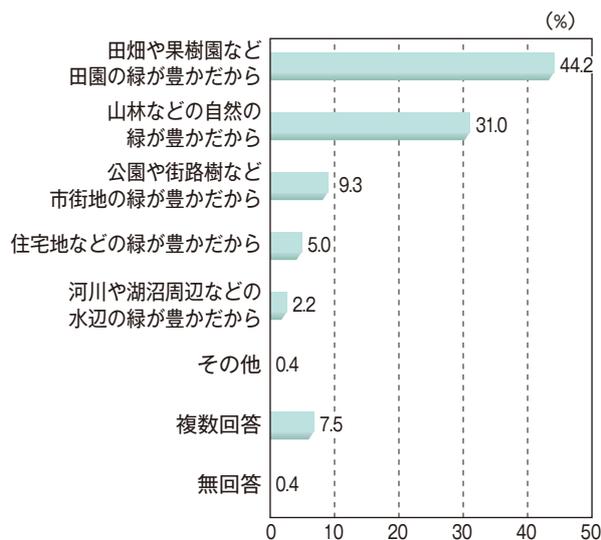
(3) 塩尻市の緑に関して

1) - 1 塩尻市は緑が豊かなまちだと思いますか？

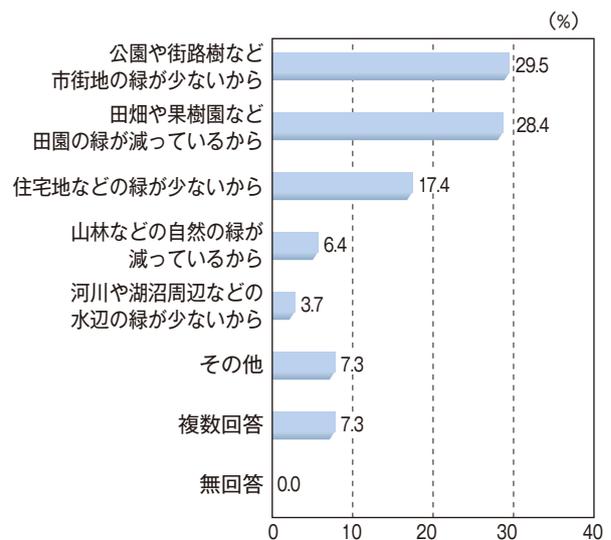


- ・緑の豊かさについては、7割以上の方が「そう思う」と回答しています。
- ・緑が豊かであると思う理由は、「田園の緑が豊かだから」(44.2%)「自然の緑が豊かだから」(31.0%)の回答が特に多くなっています。
- ・緑が豊かでないと思う理由は、「市街地の緑が少ないから」(29.5%)「田園の緑が減っているから」(28.4%)の順に回答が多くなっています。

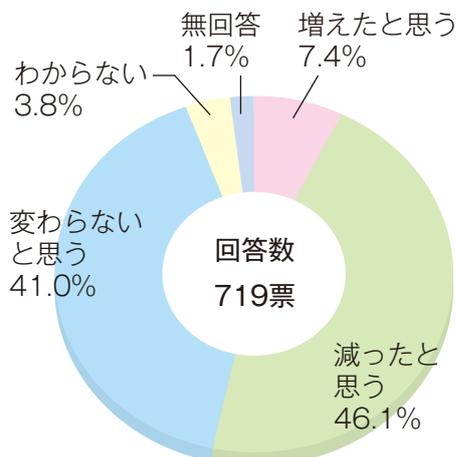
1) - 2 「そう思う」理由は何ですか？



1) - 3 「そう思わない」理由は何ですか？

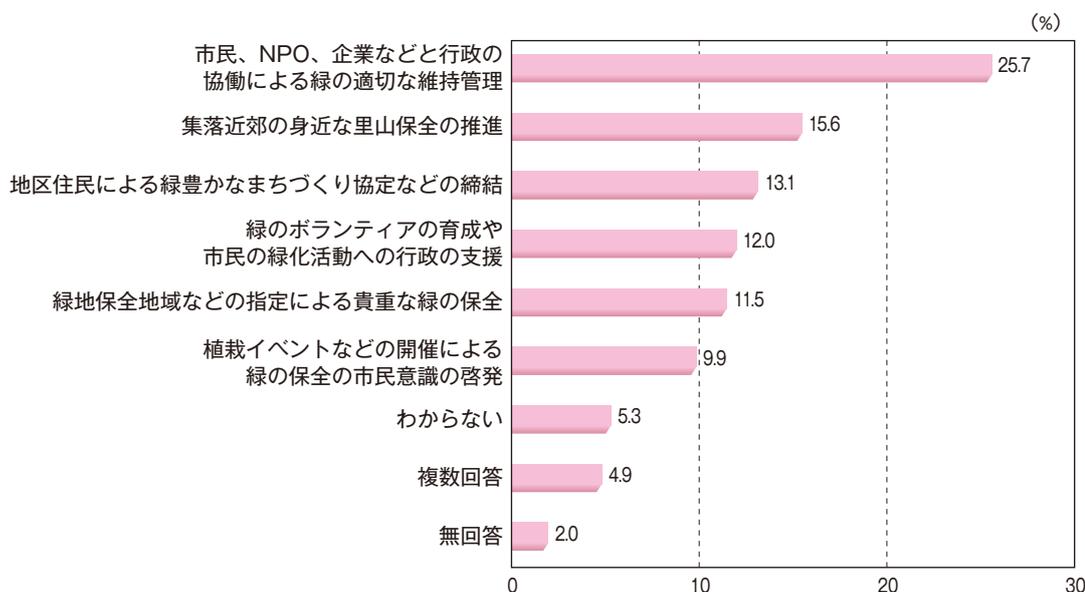


2) あなたが住み始めた頃と比べて、周辺の緑はどのように変化したと思いますか？



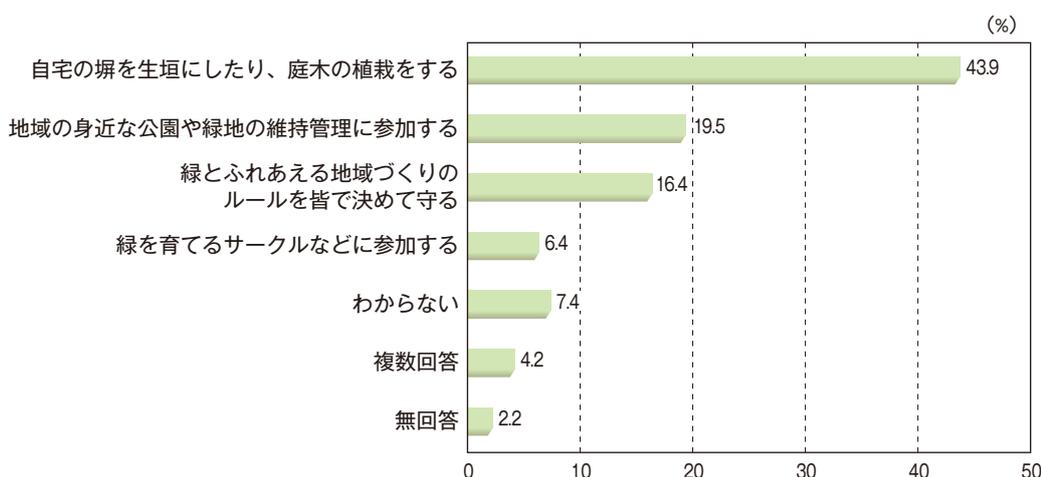
- ・住み始めた頃と比べて周辺の緑の変化については、回答者の46.1%が「減ったと思う」、41.0%が「変わらないと思う」と回答しています。
- ・一方、「増えたと思う」と回答している人は、回答者の7.4%と少なくなっています。

3) 今後、塩尻市の緑を保全していくためにはどのような取り組みが必要だと思いますか？



・緑を保全していくために必要な取り組みは、「市民、NPO、企業などと行政の協働による緑の適切な維持管理」が25.7%と最も高く、次いで「集落近郊の身近な里山保全の推進」「地区住民による緑豊かなまちづくり協定の締結」の順となっています。

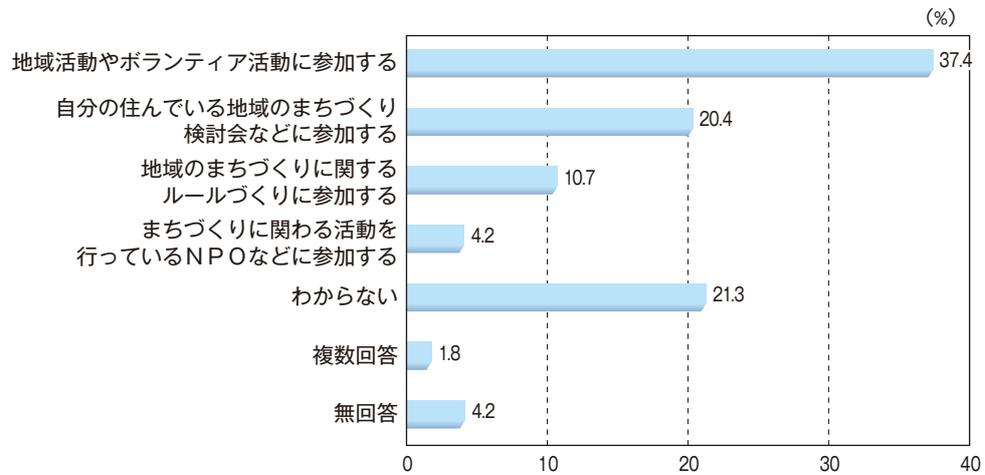
4) あなたが緑を増やすためにできること、行っても良いと思うことはなんですか？



・緑を増やすために行ってもよいと思うことは、「自宅の塀を生垣にしたり、庭木の植栽をする」が43.9%と最も高く、次いで「公園や緑地の維持管理に参加する」「地域づくりのルールを皆で決めて守る」の順となっています。

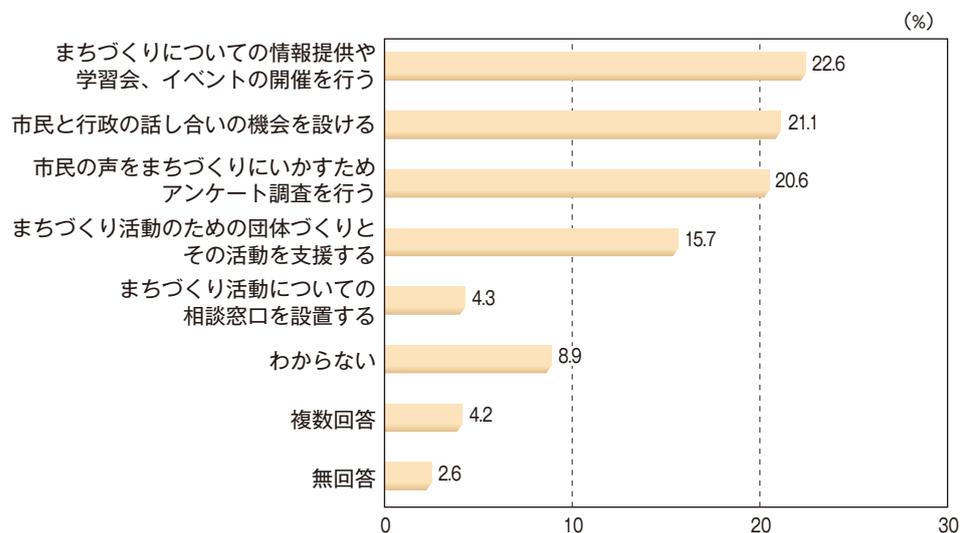
(4) 住民が参画したまちづくりについて

1) まちづくりのために行っても良いと思うことはなんですか？



- ・まちづくりのために行っても良いと思うことは、「地域活動やボランティア活動に参加する」が37.4%と最も高く、次いで「地域のまちづくり検討会に参加する」「地域のまちづくりに関するルールづくりに参加する」の順となっています。

2) まちづくりに参加するために行政にして欲しいことはなんですか？



- ・まちづくりに参加するために行政にして欲しいことは、「情報提供や学習会、イベントの開催を行う」が22.6%と最も高く、次いで「市民と行政の話し合いの機会を設ける」「市民の声をまちづくりにいかすためアンケート調査を行う」の順となっています。

本市における「緑の課題」を、本市の特性と緑の現況などを踏まえた上で、緑の役割である都市環境の保全、レクリエーションの場の提供、都市の安全性の確保、良好な景観の形成及び協働のまちづくりの観点から、次のとおり整理します。

1 良好な都市環境と自然環境の保全に向けた課題

- (1) 市街地における緑の保全
- (2) 身近な自然環境・生態系に配慮した緑の保全

2 多様なレクリエーションの場の提供に向けた課題

- (1) 市民ニーズに対応した公園施設の充実
- (2) 福祉・高齢社会に対応した公園整備
- (3) 身近なオープンスペースの確保

3 安全を支える都市空間の形成に向けた課題

- (1) 防災機能を備えたオープンスペースの適正配置

4 まちと緑が調和した良好な都市景観の向上に向けた課題

- (1) 街路樹など市街地の緑による景観の向上
- (2) 歴史的資源と緑との調和による質的向上
- (3) 公共空間における緑化の推進

5 緑のまちづくりにおける住民参画の実現に向けた課題

- (1) 民有地の緑化に向けた取り組みの強化
- (2) 官民の協働による緑化の推進

1 良好な都市環境と自然環境の保全に向けた課題

(1) 市街地における緑の保全

本市は、古くから塩尻駅や広丘駅周辺、国道19号や県道原洗馬停車場線の沿道に市街地を形成してきました。昭和46年の線引き後は、市街化区域内において区画整理事業の実施や住宅地の開発などにより良好な市街地の拡大が進んでいます。

一方、市街地の緑は、地球温暖化対策が求められる中、二酸化炭素の吸収源、ヒートアイランド現象の緩和、うるおいのある都市環境の形成において重要な役割を有していますが、徐々に減少しています。

今後は、市街地の緑を適切に保全と創出を図っていく必要があります。

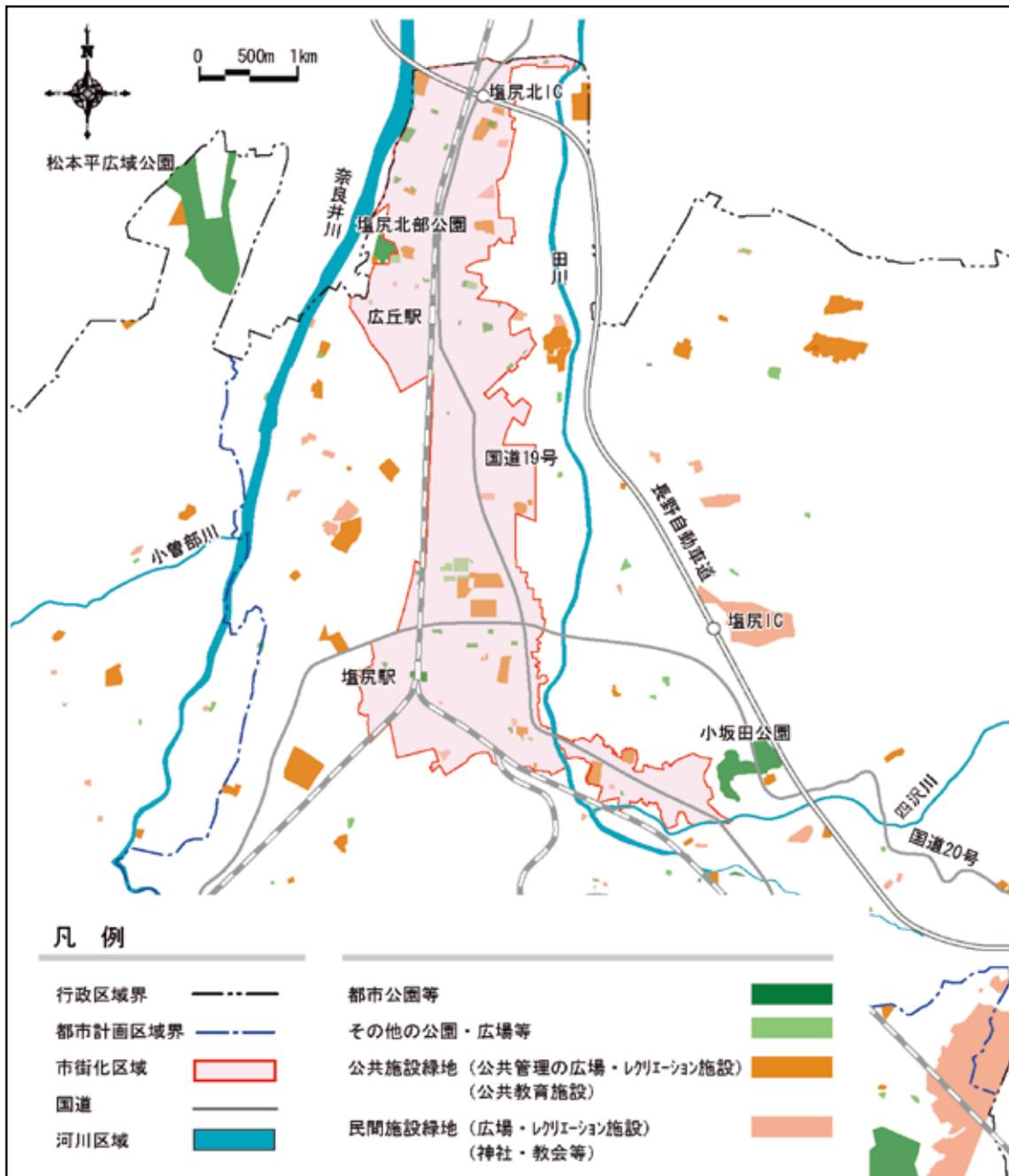


図. 市街地周辺の緑地分布

(2) 身近な自然環境・生態系に配慮した緑の保全

身近な自然環境は、都市の大気を浄化し冷涼な空気を供給する源として、また、自然とふれあう場として、日常生活にうるおいとやすらぎを与えてくれる空間です。

本市は、身近な自然環境の保全を目的として里山保全地域の保全活動に対する支援を行っていますが、これらの空間相互の結びつきは乏しい状況となっています。また、アンケート調査では、河川や湖沼周辺などの水辺環境の現状について、満足度が低くなっています。

今後は、人と自然、多様な生物の生息環境に着目した水と緑のネットワークの形成と水辺環境の保全をしていく必要があります。

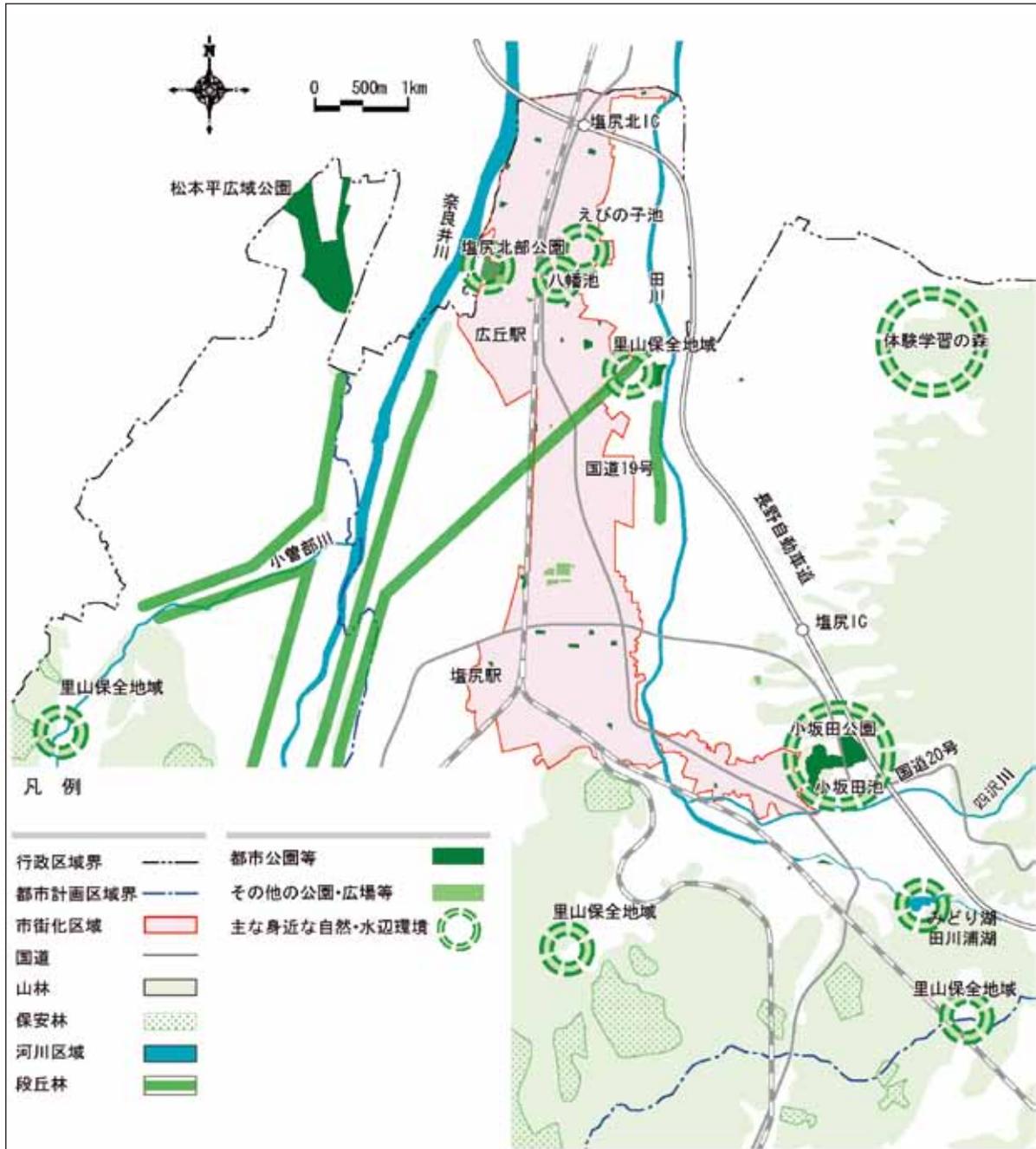


図. 身近な自然環境

2 多様なレクリエーションの場の提供に向けた課題

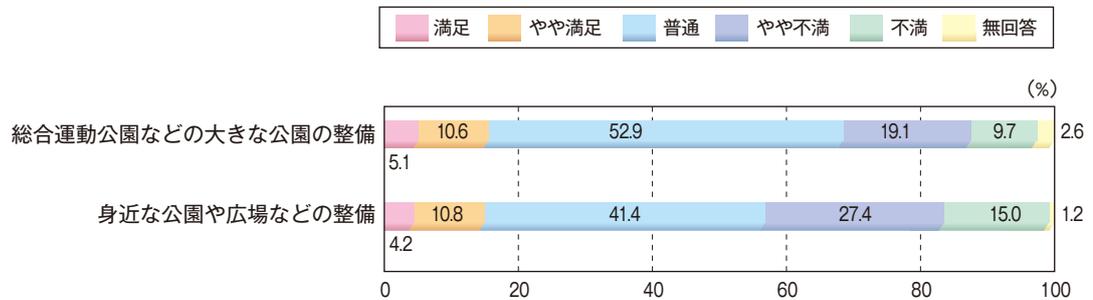
(1) 市民ニーズに対応した公園施設の充実

本市の都市公園の都市計画区域人口1人当り面積は15.1㎡で、都市公園法による都市公園設置基準の標準面積10㎡を上回っていますが、広域的に利用される松本平広域公園を除いた面積は5.8㎡と標準面積を大きく下回っており、アンケート調査では総合運動公園などの大きな公園より、身近な公園や広場に関して不満を持っている人の割合が多くなっています。

また、市街化区域内における都市公園などの配置状況をみると、土地区画整理事業など計画的基盤整備が行われた地域を除いて、既存の市街地は公園の配置が十分なレベルに達していない状況です。

今後は、公園誘致距離などを勘案した公園の適正配置を検討する必要があります。

○アンケート調査結果



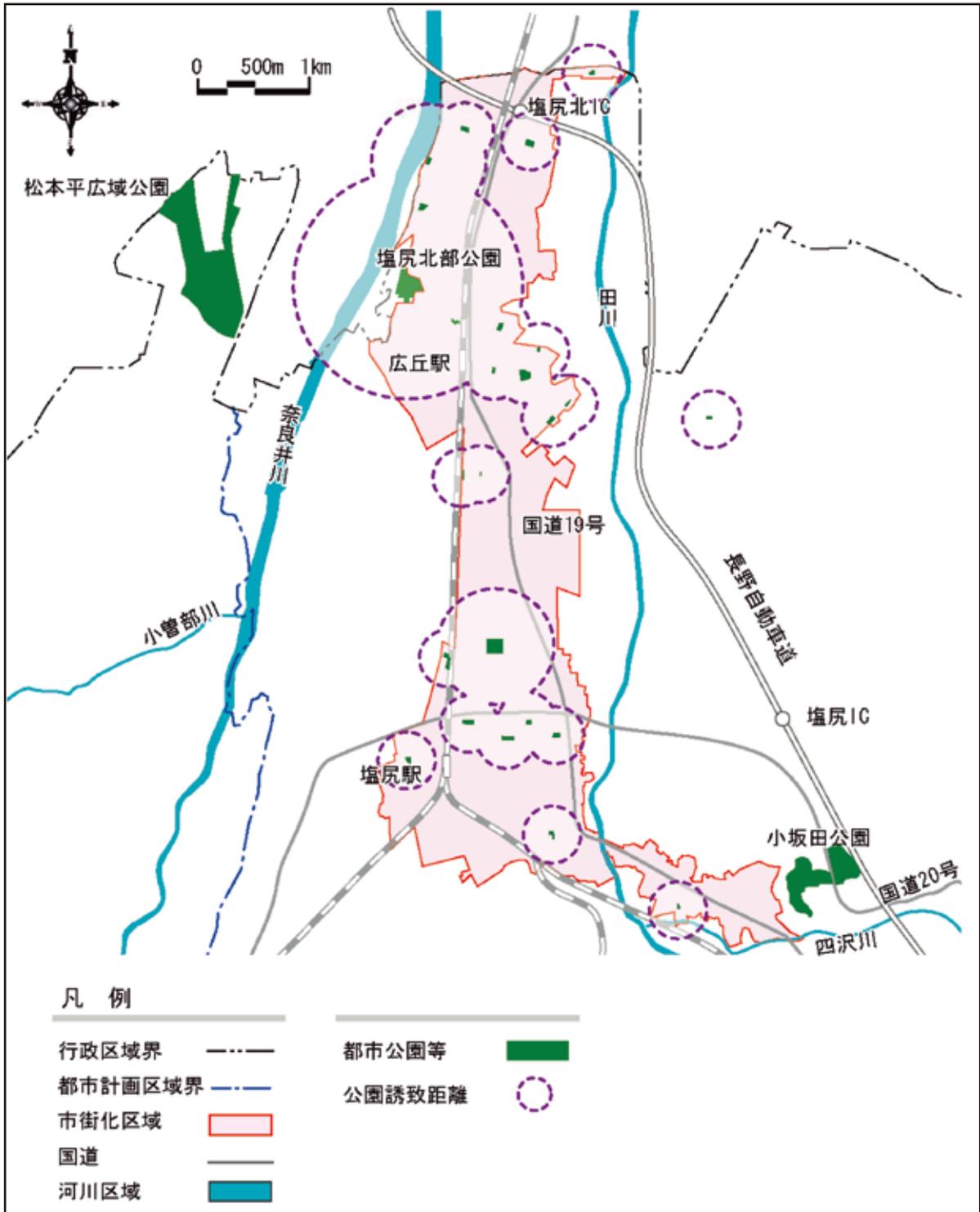


図. 都市公園の誘致距離からみた状況

○公園誘致距離の考え方

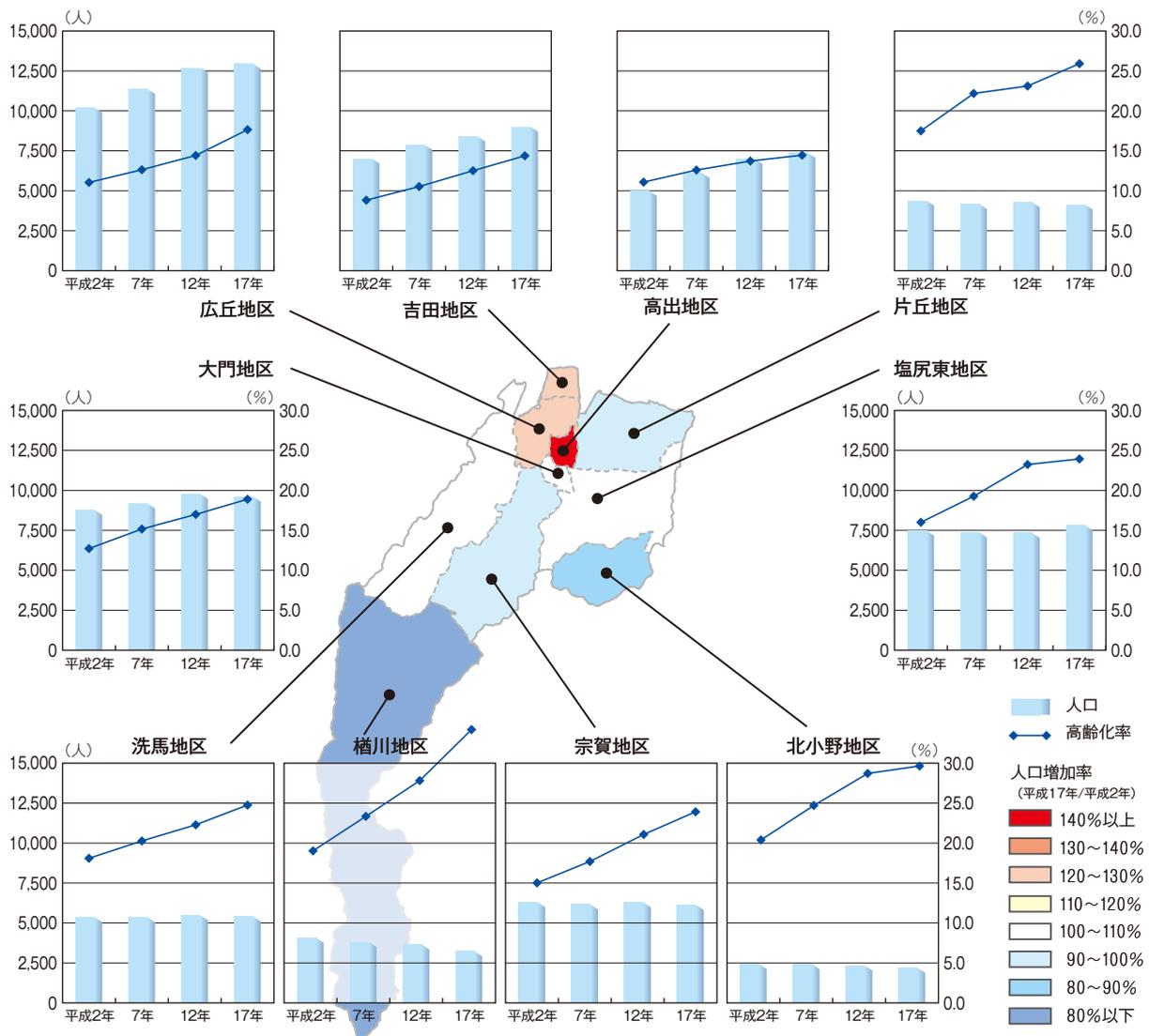
公園の種類	街区公園	近隣公園	地区公園
誘致距離	250m	500m	1,000m

※参考として、公園誘致距離（一般的な住宅市街地における住区基幹公園の標準的な誘致距離）を示します。

(2) 福祉・高齢社会に対応した公園整備

公園は、子どもから高齢者まで気軽に楽しめる身近なレクリエーションの場です。本市における地区別の人口割合の分布をみると、人口割合が高い地区は既存市街地である大門・塩尻東地区や住宅需要が増えている広丘・高出・吉田地区となっています。これらの地区の高齢化率は、塩尻東地区を除いて本市全体の高齢化率より低く、比較的若い世帯が多いことがうかがえます。市街化区域外の地区は、人口割合が低く、高齢化率が高くなっています。

このようなことから、公園の整備・改善を行う際は、地区別の人口特性を勘案して、ユニバーサルデザインを取り入れた地域コミュニティーの場など、求められる機能を拡充するとともに、全ての人々が安全かつ快適に都市の緑を享受できるよう配慮していく必要があります。



(3) 身近なオープンスペースの確保

塩尻駅などの交通拠点や市役所、レザンホールなどの公共公益施設や大規模商業施設など、多くの市民が集う場所は、緑あふれるオープンスペースを確保することにより、うるおいのある生活空間の創出や市街地景観の向上に寄与するなどの効果が期待されます。

今後は、これらの施設空間を利用した、緑あふれる身近なオープンスペースを増やし、緑豊かな市街地を形成していく必要があります。



3 安全を支える都市空間の形成に向けた課題

(1) 防災機能を備えたオープンスペースの適正配置

本市における避難所は、公園や学校、福祉・文化施設などが指定されています。火災時において避難所となる施設のうち大規模なオープンスペースを有するものの配置状況を見ると、市街化区域中央部の工業系用途地域や広丘駅西部など、防災機能を有するオープンスペースが不足している地域がみられます。

これらの地域は、災害時における仮設住宅の設置などの対応を行う場所としてのみならず、市民の安全確保と都市防災機能の充実という観点からも、公園やオープンスペースなどの適正配置を検討していく必要があります。

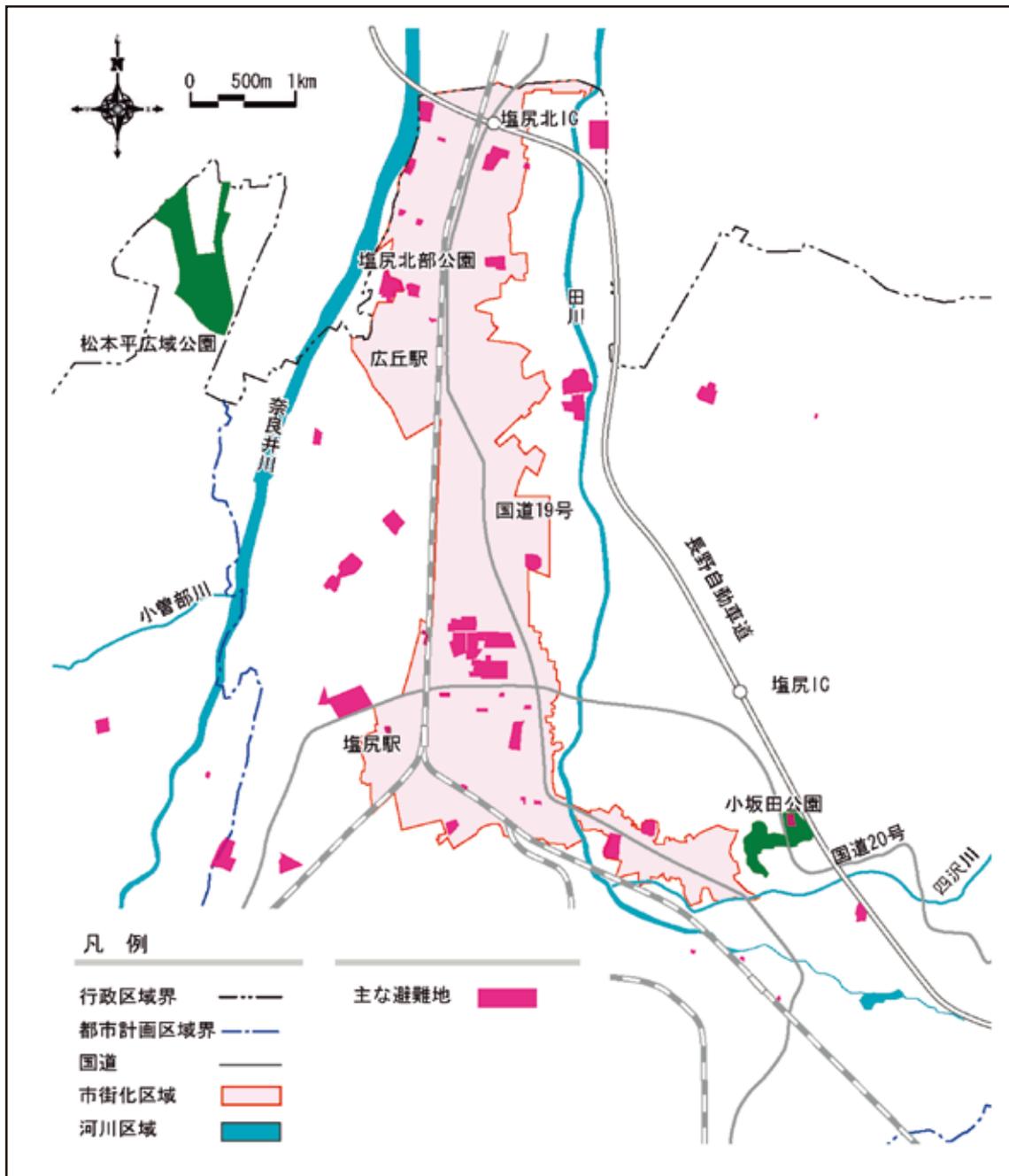


図. 防災機能を有するオープンスペースの現況

資料：塩尻市防災ガイドマップ

4 まちと緑が調和した良好な都市景観の向上に向けた課題

(1) 街路樹など市街地の緑による景観の向上

本市では、緑地協定を16地区、54.3haで締結し、市街地の良好な景観の形成に努めてきているところです。また、塩尻駅や広丘駅周辺では、シラカバやイチョウ、カツラなどの街路樹による市街地の修景を行っています。

今後も、市民に愛される美しい都市空間を創出するためにも、市街地の緑化を推進し、緑豊かな景観形成を図っていく必要があります。

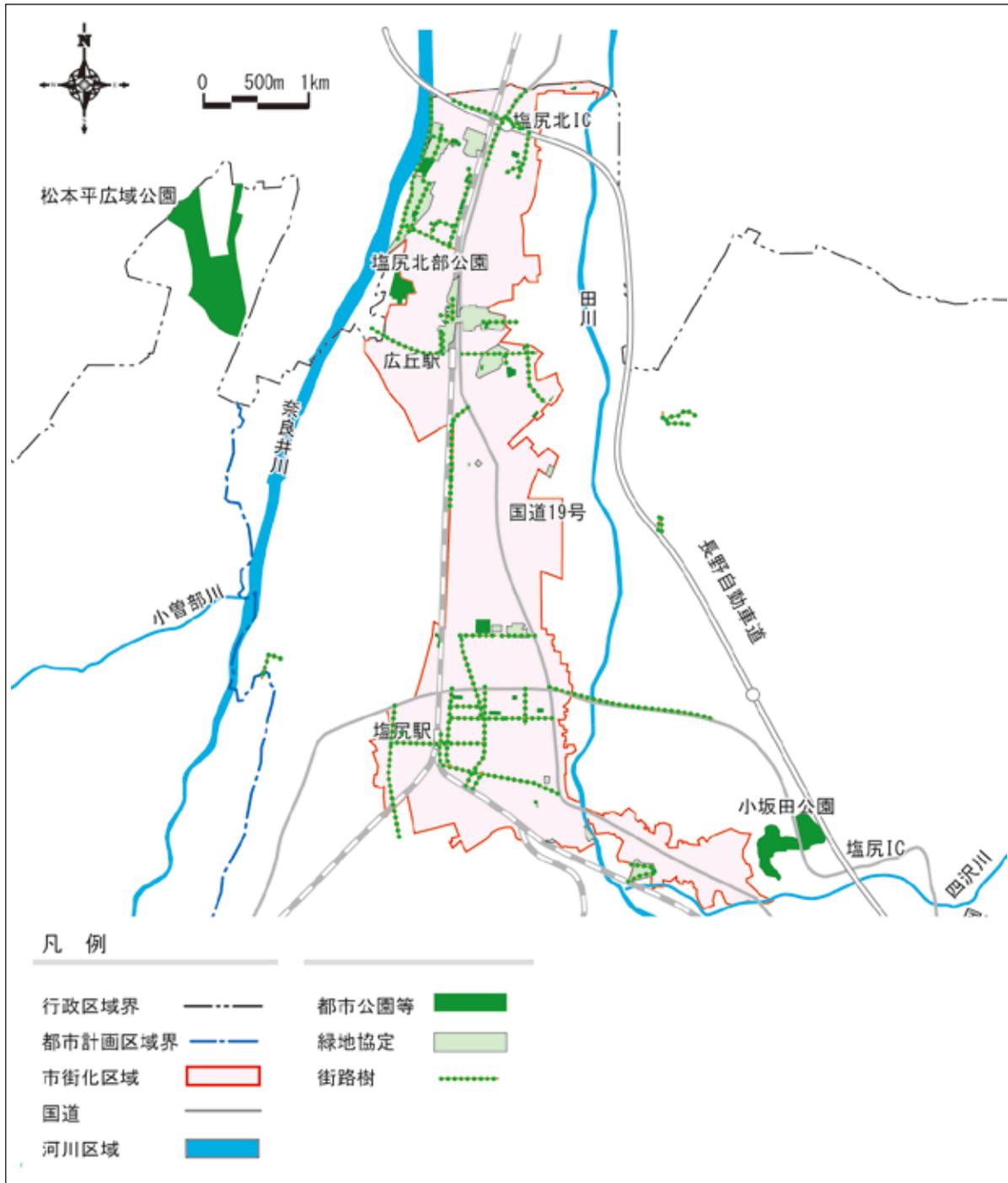


図. 市街地の街路樹などの現況

(2) 歴史的資源と緑との調和による質的向上

本市には、旧街道沿いに栄えた宿場が現在も面影を残しており、昭和53年に国の伝統的建造物群保存地区に選定された奈良井宿や木曾平沢、国の重要文化財に指定されている堀内家や嶋崎家の本棟造りの建造物などを数多く有しています。

これらの歴史的資源は、本市の文化や個性をあらわし市民が誇るべき資産であり、まちづくりにおいても重要な資源として活用していく必要があります。

今後は、歴史的景観を損なうことなく、沿道の緑や周辺部の自然などと調和を図り、統一感のある景観形成をしていく必要があります。

(3) 公共空間における緑化の推進

公共公益施設などは、広い敷地を有し、地域の主要な位置にあることから、都市景観の構成要素として大きな役割を担っています。

本市は、市役所などの主要公共公益施設周辺、小中学校などの教育施設において、比較的緑のある良好な景観を形成しています。また、小中学校などは、花壇づくりなど緑化活動も行っています。

今後、公共空間における緑については、地域のモデルとなるよう緑化の推進に努めるとともに、近年、都市の美観向上や環境負荷への配慮が求められていることから、敷地に余裕のある場所、壁面や屋上など、先導的に緑化を進めていく必要があります。



5 緑のまちづくりにおける住民参画の実現に向けた課題

(1) 民有地の緑化に向けた取り組みの強化

本市における民有地の緑化の取り組みとしては、景観育成住民協定や緑地協定の締結、花壇づくり運動の促進など、市民、企業及び行政が一体となり、多様な取り組みを展開してきたところです。

長野県景観条例により認定される景観育成住民協定は、美しい町並みを守りはぐくむため、地域住民が自主的に建築物の形態やデザインなどについて一定のルールを定め、景観形成活動を行うものであり、本市では床尾区を始め、3地区156.3haで協定が結ばれています。

都市緑地法に基づく緑地協定は、地域住民の自主的な取り組みにより、緑豊かな住宅地の形成や景観が向上する有効な施策であり、本市では塩尻一本木地区を始め、16地区54.3haで締結されています。

また、民有地は、沿道の生垣、商業・民間施設地内の緑化など、市民や企業の自主的な取り組みによる緑化が行われてきています。

今後、民有地の緑化は、市民や企業による自主的な取り組みに委ねられている部分があるものの、行政が一定の誘導や支援を行うことでさらに緑化を推進できることから、これらの支援策の強化に努めていく必要があります。

(2) 官民の協働による緑化の推進

緑化や美化活動などによる地域環境の向上を図るためには、ボランティア活動、市民、企業及び行政の協働により進めていくことが重要です。

市民アンケートの結果をみると、「あなたが緑を増やすためにできること、行っても良いと思うこと」は、「自宅の塀を生垣にしたり、庭木の植栽をする」「地域の身近な公園や緑地の維持管理に参加する」などの自主的な活動への関心が高いことがうかがえます。「まちづくりのために行っても良いと思うこと」は、「地域活動やボランティア活動に参加する」が最も高いなど、市民のまちづくりに対するボランティア意識は高くなっています。また、「まちづくりに参加するために行政にして欲しいこと」は、「情報提供や学習会、イベントの開催を行う」「市民と行政の話し合いの機会を設ける」「市民の声をまちづくりに活かすためアンケート調査を行う」などの協働によるまちづくりを進めるための行政への期待が高いことがうかがえます。

今後、さらに市民が望む地域環境の充実を図るために、身近な公園や街路樹などの緑の維持管理、市内一斉清掃やエコウォークなど美化活動について、市民、企業及び行政などの協働により推進していく必要があります。

1 基本理念と将来像

(1) 基本理念

ともにまもり育てる 水と緑豊かな田園都市

本市は、中央アルプスや鉢盛連峰、高ボッチ山、東山山麓から連なる豊かな森林及び奈良井川、田川沿いに広がる田園や樹園地など豊かな自然資源とともに、中山道、三州街道、善光寺街道沿いの景観など豊かな歴史資源を有する、水と緑に囲まれた歴史のふるさとです。

また、本市特有の自然や田園景観は、市民一人ひとりの心象風景として慈しまれ、他に誇るべき地域の宝となっています。

このような地域の宝や市街地の公園、広場、街路樹などの都市の緑は、都市環境の保全、レクリエーション活動や都市防災の拠点、さらには良好な都市景観の形成など、市民生活における様々な場面において重要な役割を担っています。

「塩尻市緑の基本計画」では、市民、企業及び行政が互いに協力、連携し、都市と調和した水と緑を保全・創出することによって、豊かさを享受できる、うるおいとやすらぎに満ちた質の高いまちづくりを目指し、上位計画である「第四次塩尻市総合計画」や「塩尻市都市計画マスタープラン」に掲げられている将来都市像を踏まえ、『**ともにまもり育てる 水と緑豊かな田園都市**』を基本理念とします。

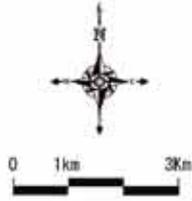


(2) 緑の将来像

水と緑豊かな自然や歴史資源と結びついた緑地の保全と田園都市の魅力を高める、本市の緑の将来像を示します。

緑の将来像の構成要素	
緑の拠点	<p>本市を代表する公園を緑の拠点とし、市民の身近なレクリエーション活動や、災害時の避難地など、緑豊かで快適な都市環境として機能の強化を図ります。</p> <p>(松本平広域公園、小坂田公園、塩尻北部公園、中央スポーツ公園)</p>
水辺の空間	<p>市街地を東西に挟むように流れる奈良井川や田川、みどり湖などの水辺空間を、市民生活にやすらぎとうるおいを与える緑とします。</p> <p>(奈良井川、田川、みどり湖、小坂田池、えびの子池、平出の泉など)</p>
塩尻の魅力を高める交流の場	<p>塩尻駅周辺の中心市街地は、緑のネットワークで結ぶ三連サークルを形成するとともに、緑にあふれ、にぎわいと活気のある、塩尻の魅力を高める交流の場とします。</p> <p>(塩尻駅周辺)</p>
歴史的資源と結びついた緑地の保全・創出	<p>歴史を今に伝える遺跡や神社、旧街道沿いの旧宿場町の緑などは、本市を特徴づける風情ある歴史景観として重要な緑であり、歴史的資源と結びついた緑地として保全・創出します。</p> <p>(平出遺跡、神社、街道文化を伝える旧宿場町や沿道など)</p>
連続性のある緑の軸	<p>市内を東西、南北に縦貫し、主要な拠点を結ぶ道路は、連続性のある緑の軸として、緑化を促進します。</p> <p>(長野自動車道、国道19号、国道20号など)</p>
水と緑のネットワーク	<p>市街地を東西に挟むように流れる奈良井川と田川を、段丘林、公園、緑地や水辺空間などでつなぎ、水と緑のネットワークを形成し、多様な生物の生息環境の軸をなす緑の回廊とします。</p>

緑の将来構造図



凡例

- 緑の拠点 
- 水辺の空間 
- 塩尻の魅力を高める交流の場 
- 歴史的資源と結びついた緑地の保全・創出 
- 連続性のある緑の軸 
- 水と緑のネットワーク 
- 森林区域 
- 段丘林 
- 都市計画区域界 
- 市街化区域界 
- 行政界 

2 基本方針

本市の緑の現況と課題及び計画の基本理念を踏まえ、本市の緑の将来像を実現していくための基本方針を以下のとおりとします。

ともにまもり育てる 水と緑豊かな田園都市

【基本方針1】

ふるさとの自然をまもり
うるおいのあるまちをつくる

【基本方針2】

緑とふれあう楽しいまちをつくる

【基本方針3】

安全で安心なまちをつくる

【基本方針4】

緑豊かな美しい景観をつくる

【基本方針5】

緑を育てる心をはぐくむ

基本方針 1：ふるさとの自然をまもり うるおいのあるまちをつくる

本市を取り巻く森林や河川、身近な里山は、良好な都市環境を支える緑であり、多様な生物の生息環境、水源のかん養や二酸化炭素の吸収など様々な機能を有しています。また、歴史を今に伝える史跡、旧街道沿い、神社など、地域資源と一体となっている緑や街路樹は、身近な生活環境を向上させる緑です。

将来にわたって保全に努め、豊かな自然を次世代に継承するため、ふるさとの自然をまもり、うるおいのあるまちづくりを推進します。

基本方針 2：緑とふれあう楽しいまちをつくる

身近な自然や歴史文化とふれあえ、やすらぎを感じる公園や里山等は、余暇活動や地域コミュニティーの向上、健康の増進などの場となっています。また、街なかのオープンスペースは、にぎわいや人々の交流を育てる空間です。

市民、そして、将来を担う子どもたちにとって、快適な生活環境を有する都市となるよう、緑とふれあう楽しいまちづくりを推進します。

基本方針 3：安全で安心なまちをつくる

緑化されたオープンスペースや広幅員で街路樹を有する道路は、災害時の避難所や避難路として地域防災の重要な機能を有しています。このほか、傾斜地の森林は、地盤を安定させ、河川水害や降雨災害を抑制する役割を果たしており、保全に努めることが重要です。

防災面に配慮した緑の適正配置に取り組み、安全で安心なまちづくりを推進します。

基本方針 4：緑豊かな美しい景観をつくる

本市の代表的な田園景観を形成するブドウ園や農地、森林などの緑は、市民に親しまれ、田園都市としての風格と魅力を創出する貴重な緑です。また、旧街道沿いの歴史資源と一体となって形成される緑は、地域固有の美しい歴史的景観であり、地域のにぎわいや活力に寄与するものです。さらに、市街地における街路樹や生垣などの緑は、市街地の景観を質的に向上させる大きな役割を果たしています。

本市を特徴づける景観を保全するとともに、地域における良好な景観の向上に向けた取り組みを進め、市街地の緑を増やし、緑豊かな美しいまちづくりを推進します。

基本方針5：緑を育てる心をはぐくむ

緑を育てる多様な活動や地域からの発想を通して、地域のコミュニケーション向上を図り、市民共有のかけがえのない財産である水と緑豊かな自然や都市の緑を多くの市民の力で守り、育てていくことが重要です。

市民、企業及び行政の協働により、様々な場で緑に接し、親しみを持ち、緑の大切さを学ぶ環境を整え、緑を育てる心をはぐくむまちづくりを推進します。



1 緑地の保全及び緑化の目標

(1) 緑地の確保目標

市街化区域内の緑地の確保目標は、農地減少分を施設緑地などで確保することに努め、次のとおり設定します。

市街化区域における緑地比率

現状 20.5% ⇒ 平成30年・平成40年 現状維持

(2) 都市公園等の施設として整備すべき目標

公園不足エリアの解消に向けて、身近な公園（街区公園）の整備について、次のとおり設定します。

身近な公園（街区公園）の整備

現状 27箇所(5.6ha)

⇒ 平成30年 30箇所(6.35ha)、平成40年 32箇所(6.85ha)

(3) 緑豊かなまちづくりに向けての目標

緑豊かなまちづくりに向けて、市民、企業及び行政などの協働により進める地区計画や緑地協定について、次のとおり設定します。

地区計画

現状 12地区 ⇒ 平成30年 14地区、平成40年 16地区

緑地協定

現状 16地区 ⇒ 平成30年 19地区、平成40年 21地区

木陰のある快適な歩行空間の確保や緑あふれる歩行者ネットワークの形成に向けた街路樹の整備について、次のとおり設定します。

街路樹による緑化

現状 約25km ⇒ 平成30年 約27.5km、平成40年 約30km

1 ふるさとの自然をまもり うるおいのあるまちをつくる

緑の配置方針

- 都市環境の基盤をなす骨格的な緑地の保全・創出
 - ・骨格的な緑地の保全
 - ・水と緑のネットワークの形成
 - ・道路をいかした緑の軸の創出
- 都市環境を支える市街地の緑の保全・創出
 - ・身近な緑の保全
 - ・緑豊かな市街地環境の創出
 - ・広がりのある緑の保全
- 歴史的資源と結びついた緑地の保全・創出
 - ・史跡や社寺等の緑地の保全
 - ・旧街道沿いの緑地の保全・創出

(1) 都市環境の基盤をなす骨格的な緑地の保全・創出

1) 骨格的な緑地の保全

市街地を取り巻く森林、里山、水辺などは、都市の水循環や多様な生物の生息環境、ヒートアイランド現象の緩和などの機能を有する骨格的な緑地として、保全に努めます。

新たに里山保全地域を指定し、里山の保全と活用を図ります。

2) 水と緑のネットワークの形成

本市は、市街地を東西に挟むように奈良井川、田川などの清流が流れ、河川敷が広がっています。河川に沿って形成されている段丘林は、連続性を確保するため地域とともに保全に努め、河川敷と段丘林を含めた水と緑豊かな環境を創出します。奈良井川などから段丘林の緑を経由し、田川までを結ぶ水と緑のネットワークを形成し、多様な生物の生息環境の軸をなす緑の回廊の確保に努めます。

3) 道路をいかした緑の軸の創出

■長野自動車道・国道19号及び20号

長野自動車道の法面緑地や国道19号及び20号の植樹帯を、連続性のある緑の軸として整備を促進します。

■中山道・三州街道・善光寺街道などの旧街道

中山道、三州街道、善光寺街道などの旧街道沿いには、樹木や沿道住宅の生垣などの緑が古くから残されており、歴史を感じる緑として保全に努めます。

■整備予定の都市計画道路等

都市計画道路や幹線道路などを対象に、市街地内の身近な緑の軸として整備を促進します。

(2) 都市環境を支える市街地の緑の保全・創出

1) 身近な緑の保全

市街地に点在する樹林地、公共施設や公園などのボリューム感のある緑、池沼などの水辺を市街地における緑の核として保全に努め、生物の生息に適した環境づくりを行います。

2) 緑豊かな市街地環境の創出

住宅地は、緑地協定などの緑化制度を活用して、緑豊かな住宅地の形成に努めます。

人通りが多い道路や駅前広場などは、街路樹による道路緑化や花壇の整備などを進めて緑化による修景に努めるとともに、大規模店舗、公共公益施設、大規模工場等の敷地や屋上の緑化、その周辺におけるオープンスペースの緑化に努めます。

道路の交差点部の三角地や角地に中低木を植樹し、街角の緑として市街地環境の整備に努めます。

自然環境の保全や景観への配慮とともに地域住民の意見を反映し、市木「イチイ」、市花「ききょう」、地域風土に根ざした樹木の植樹により、市民に親しまれる緑の創出を進めます。

3) 広がりのある緑の保全

広がりのある農地は、農業生産の場であるとともに優れた自然環境を有しており、ヒートアイランド現象の緩和、雨水の貯留など、多様な機能を持つことから保全に努めます。

(3) 歴史的資源と結びついた緑地の保全・創出

1) 史跡や社寺等の緑地の保全

平出遺跡、小野・矢彦神社、阿禮神社、建部社など、歴史的・文化的資源と一体となった緑は、樹木の維持管理を継続して行い緑の資源として保全に努めます。

特に、市街地の神社では多くの巨木がまとまりのある緑を形成していることから、これらの保全に努めます。

2) 旧街道沿いの緑地の保全・創出

中山道、郷原街道沿いには、古くから残る建物がみられ、住宅にはボリューム感のある生垣などが豊富に残されています。また、松などの情緒豊かな樹木が配置されており、これらの適切な保全の推進とともに、旧街道沿いのうるおいある環境づくりを進め、シンボル性の高い緑地の創出を目指します。

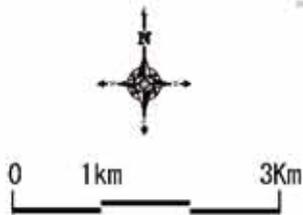


【ふるさとの自然をまもり

うるおいのあるまちをつくる 緑地の配置方針図】



凡例



緑の拠点	
水辺の空間	
里山保全地域	
歴史的資源と結びついた 緑地の保全・創出	
連続性のある緑の軸	
街路樹による緑化	
水と緑のネットワーク	
市街地を取り巻く骨格的な緑地	

都市公園	
農用地	
森林区域	
保安林	
段丘林	
都市計画区域界	
市街化区域界	
行政界	

2 緑とふれあう楽しいまちをつくる

緑の配置方針

- 塩尻の魅力をも高めるレクリエーション活動の場の整備・充実
 - ・自然や歴史文化とふれあう場の整備
 - ・中心市街地における緑のネットワークの形成
- 市民の身近なレクリエーション活動の場の整備・充実
 - ・地域住民の幅広い利用に対応できる公園の整備
 - ・身近に農業体験のできる市民農園や体験型農園の整備
- 楽しく歩けるみちの整備
 - ・市街地での歩行空間の整備

(1) 塩尻の魅力をも高めるレクリエーション活動の場の整備・充実

1) 自然や歴史文化とふれあう場の整備

■緑と一体となった水とふれあう場の整備

釣りなどに利用されている小坂田池、みどり湖など緑と一体となった水辺は、公園的利用を含めた環境の整備を検討します。

市内にみられる水がきれいな場所にはホタルが生息しており、みどり湖につながるホタルの里などでは、ホタルが飛び交う水辺の整備に取り組みます。

また、本市は塩尻峠、善知鳥峠、権兵衛峠など分水嶺が数多くあり、清流がきらめく分水嶺のふるさととなっていることから、分水嶺公園の活用や分水嶺周辺の自然環境の保全に努めます。

■自然とふれあう体験の場の整備

自然体験の場となる里山保全地域などを利用し、自然とふれあい楽しめる緑地の整備を検討します。

■歴史的資源の保全と有効活用

歴史を物語る社寺等と一体となった緑は、地域住民の憩いの場となっていることから、この緑を増やし、今後も保全と活用に努めます。

旧街道沿いには、歴史を今に伝える道祖神が道路脇や分岐点の各所にみられることから、休憩スポットとしての有効活用に努めます。

2) 中心市街地における緑のネットワークの形成

塩尻駅前周辺には、にぎわいの創出や人々の交流の場となるような駅前公園を整備するとともに、塩尻駅を起点として、中心市街地周辺の公園や緑地を緑で結び、緑あふれる中心市街地の形成を図ります。

(2) 市民の身近なレクリエーション活動の場の整備・充実

1) 地域住民の幅広い利用に対応できる公園の整備

■市民ニーズに対応した公園の整備

身近な公園として整備されてきた街区公園は、多くの市民が利用しやすい公園として改善に努めます。

また、公園が十分な配置レベルに達していない地域は、地域住民とともに、市民ニーズに対応した公園の整備を検討します。

■農村集落における広場の整備

農村集落において、地域の交流の場となる緑を創出するため、集会場周辺のオープンスペースや既存広場は、地域のニーズを把握し地域コミュニティの向上につながる緑地として整備を支援します。

2) 身近に農業体験のできる市民農園や体験型農園の整備

市街地及び市街地周辺の農地や低未利用地に、野菜などを育てる農業体験を通じて、農業の大切さを学び、味わうなど、食の大切さを知ることのできる市民農園や体験型農園を整備します。

(3) 楽しく歩けるみちの整備

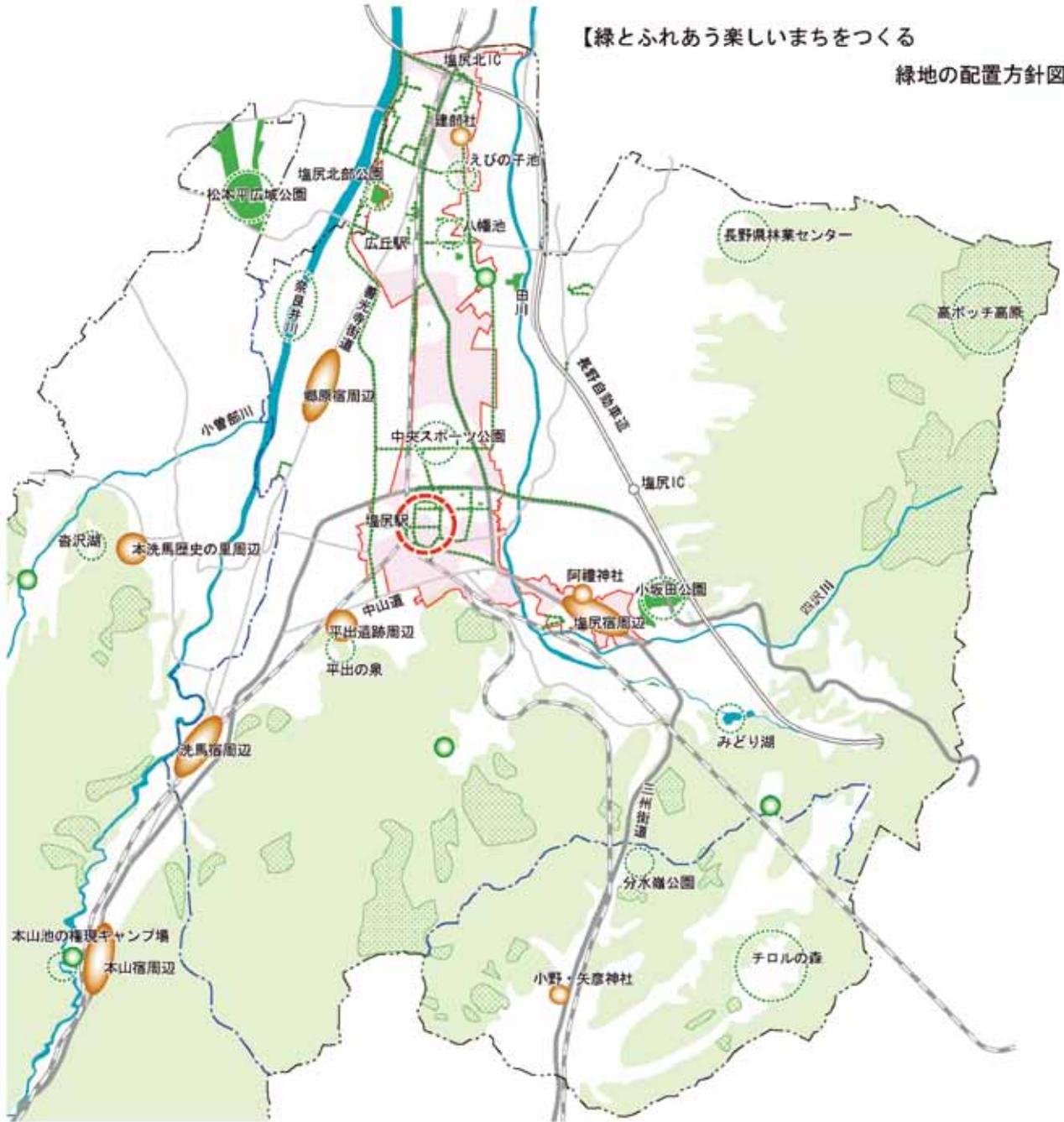
1) 市街地での歩行空間の整備

ポケットパーク、花壇などの整備により、市街地の商業施設、公共公益施設、公園などを回遊する、花と緑があふれる歩行者ネットワークの形成に努めます。

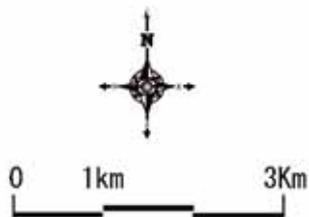
歩道を有する既存道路に加え、今後、新たに整備する都市計画道路を対象に、街路樹などのある快適性の高い歩行空間を整備します。



【緑とふれあう楽しいまちをつくる
緑地の配置方針図】



凡例



自然とふれあう場		都市公園	
中心市街地の緑のネットワーク		森林区域	
自然体験のできる里山(里山保全地域)		保安林	
歴史文化とふれあう場		都市計画区域界	
公園の充実を図るエリア		市街化区域界	
街路樹による緑化		行政界	

3 安全で安心なまちをつくる

緑の配置方針

- 都市の安全性を高める緑地の保全・創出
 - ・ 災害の防止につながる緑の保全
 - ・ 延焼防止機能を持つ緑の創出
 - ・ 避難場所となる公園・広場の確保

- 市街地の安全性を高める緑・オープンスペースの確保
 - ・ 防災機能を備えたオープンスペースの確保
 - ・ 避難道路沿道の緑化と避難時の安全性の確保

(1) 都市の安全性を高める緑地の保全・創出

1) 災害の防止につながる緑の保全

土砂崩落などの災害の抑制効果を有する森林や地域防災計画において指定されている急傾斜地崩落危険箇所などの斜面樹林は、適切な保全に努めます。

2) 延焼防止機能を持つ緑の創出

街路樹は延焼防止機能を持つことから、都市計画道路などの道路の緑化に努めます。

3) 避難場所となる公園・広場の確保

避難場所として指定されている公園やオープンスペースなどは、周囲の緑化や防災設備の充実に努めます。また、避難場所となるオープンスペースの適正な配置を検討します。

(2) 市街地の安全性を高める緑・オープンスペースの確保

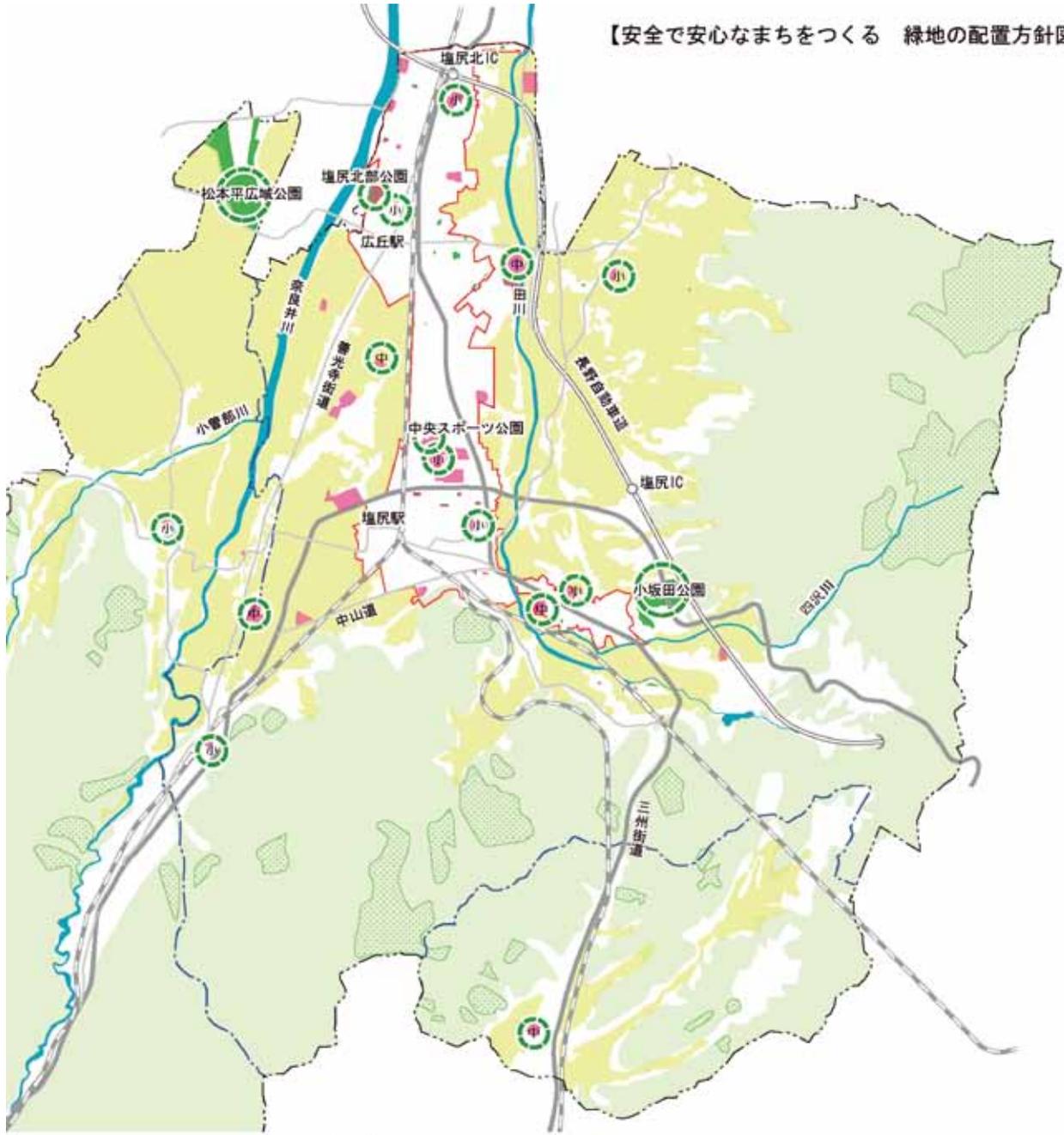
1) 防災機能を備えたオープンスペースの確保

防災機能を備えたオープンスペースが不足している地域は、民有地のオープンスペースや企業内緑地などについて、防災機能を備えたオープンスペースとして活用できるよう検討します。

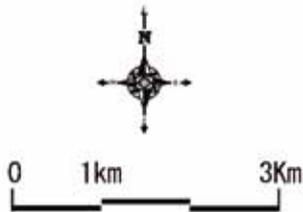
2) 避難道路沿道の緑化と避難時の安全性の確保

歩道のある都市計画道路、国道や幹線道路など、避難場所へアクセスする道路を整備するとともに、沿道の生垣等の緑化を推進し、避難時の安全性の確保に努めます。

【安全で安心なまちをつくる 緑地の配置方針図】



凡例



避難場所となる公園・小中学校 
 防災機能を有するオープンスペース
 (避難所指定場所) 

都市公園 
 農用地 
 森林区域 
 保安林 
 都市計画区域界 
 市街化区域界 
 行政界 

4 緑豊かな美しい景観をつくる

緑の配置方針

- 市街地を包み込む自然景観の保全
 - ・市街地の背景をなす自然景観の保全
 - ・郷土の景観が見渡せる眺望地点の確保

- 風格とうるおいのある市街地景観の保全・創出
 - ・都市景観にうるおいを与える緑の保全・創出

- 歴史的風土を伝える緑地等の保全
 - ・歴史的風土と結びついた緑の景観資源の保全

(1) 市街地を包み込む自然景観の保全

1) 市街地の背景をなす自然景観の保全

市街地から眺められる四季の変化に富んだ山並みや市内を流れる奈良井川、田川などの自然景観は、都市的開発などにより阻害されることのないよう適切な保全に努めます。果樹園や田畑などの広がりのある田園景観は、遊休荒廃農地の解消や無秩序な開発の抑制を図り保全に努めます。周辺環境と調和し穏やかなたたずまいを醸し出している農村景観は、周囲の山や田園と一体となった景観として保全に努めます。

2) 郷土の景観が見渡せる眺望地点の確保

東山山麓線の沿道では、北アルプスの山並みや市街地、高ボッチ高原など360度のパノラマ景観が望めることから、その特性をいかした眺望地点となるよう検討します。

(2) 風格とうるおいのある市街地景観の保全・創出

1) 都市景観にうるおいを与える緑の保全・創出

街路樹により緑化された道路、市役所周辺をはじめとする緑化された公共公益施設、ボリューム感のある緑を有した大門原公園、原中央公園等の公園、市街地における貴重な水辺であるえびの子池周辺、八幡池周辺などを良質な緑の景観資源として保全に努めます。また、駅周辺は、公園やオープンスペースなど緑を多く配しうるおいのある空間を整備します。

住宅地の前庭や生垣などの緑は、緑地協定や景観育成住民協定などにより緑の充実を図ります。

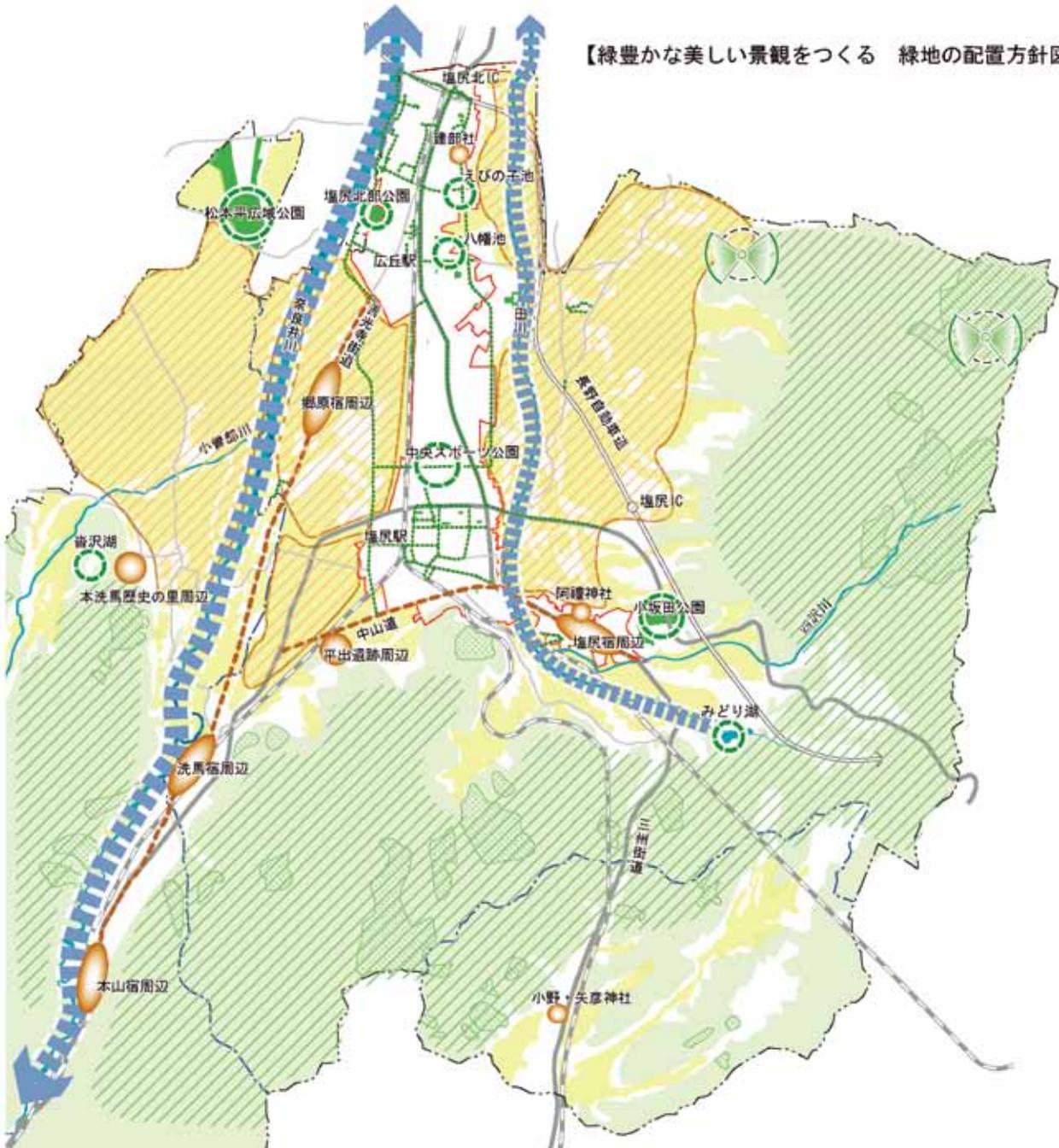
(3) 歴史的風土を伝える緑地等の保全

1) 歴史的風土と結びついた緑の景観資源の保全

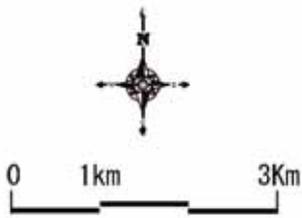
社寺や史跡などの歴史的資源と結びついた緑地や歴史的町並みが残る旧街道沿いは、緑の保全、生垣の維持管理などにより、本市の歴史を伝える景観資源として保全に努めます。



【緑豊かな美しい景観をつくる 緑地の配置方針図】



凡例



- 良好な緑の景観資源
- 歴史を伝える景観資源
- 緑の景観（幹線道路）
- 水辺の景観（河川）
- パノラマ景観
- 丘陵の自然景観の保全
- 田園景観の保全

- 都市公園
- 農用地
- 森林区域
- 保安林
- 都市計画区域界
- 市街化区域界
- 行政界

- 都市公園
- 農用地
- 森林区域
- 保安林
- 都市計画区域界
- 市街化区域界
- 行政界

5 緑を育てる心をはぐくむ

緑化の推進計画

- 緑のまちを愛するひとづくり
 - ・ 緑への関心の向上
 - ・ 緑への愛着の育成

- 協働で進める緑のまちづくり
 - ・ 市民主体の緑のまちづくりの支援
 - ・ 推進体制の充実

(1) 緑のまちを愛するひとづくり

1) 緑への関心の向上

■緑の学習の推進

子どもたちの緑を愛する心をはぐくむため、小中学校の敷地内にビオトープなど環境学習ができる場の整備に努め、緑に関する学習機会を増やします。

■講習会等の開催

庭木の剪定やガーデニングなど、市民ニーズに応じた講習会などを開催し、緑の効用や大切さについて学習する機会を増やします。

■緑のイベント開催

市民が緑に親しみ、緑を考える機会として、四季折々の樹木や花の観察会や植樹祭、野外文化活動などのイベントを開催します。

2) 緑への愛着の育成

■市民活動型緑化事業の展開

緑化活動を推進するため、市民、企業及び行政がともに地域の緑について話し合う場を設け、活動の展開に努めます。

■公園づくりへの市民参加

自分たちが考えた公園ができることによって、公園への愛着が増し、利用促進やマナーの向上、公園管理への市民参加も期待されることから、ワークショップなどの手法を積極的に活用し、市民とともに公園づくりを推進します。

(2) 協働で進める緑のまちづくり

1) 市民主体の緑のまちづくりの支援

■公園等の維持管理への市民参加

公園や街路樹などの維持管理は、地域住民と協力し、市民参加による維持管理を促進します。また、公園管理に必要な知識や技術を提供する人材（パークコーディネーター）の育成や、公園の管理においてボランティア制度、アダプト制度を検討します。

■緑化活動団体への支援

花と緑のまちづくりを自主的に実践する団体に対して、助成や技術・情報の提供を行います。

■緑化リーダー等の人材育成

多様な主体による緑のまちづくりを推進するため、地域の緑化活動のリーダーや関係者間の調整役となる人材の育成を図ります。

■企業に対する緑化活動への支援

企業に対して、緑化活動組織づくり、地域の緑化活動への参加についての情報提供や活動に対する支援を行います。また、企業内敷地や施設は、休日などの地域への開放について検討します。

2) 推進体制の充実

■行政の組織体制の拡充

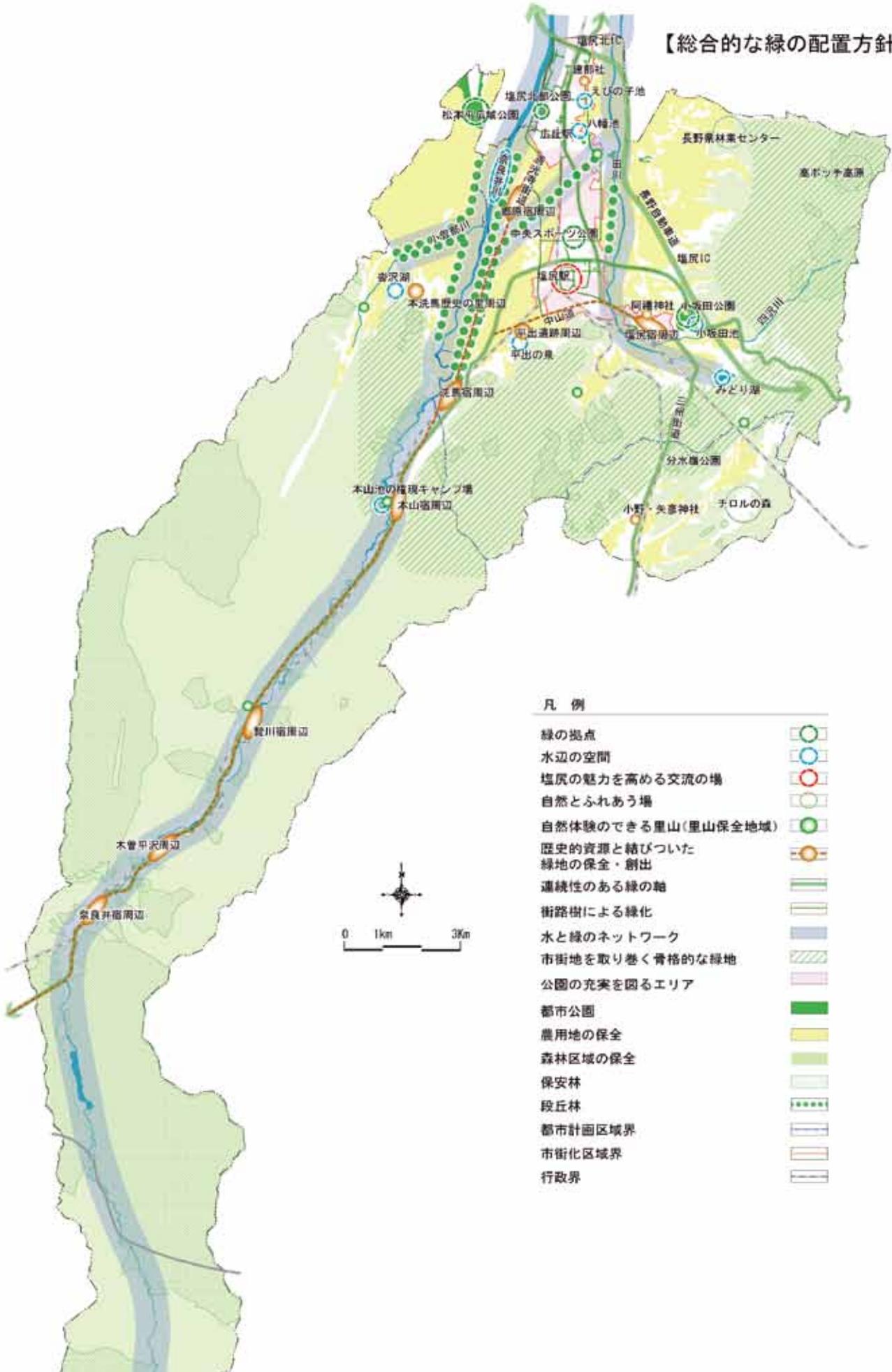
市民からの緑のまちづくりに関する相談や情報提供など、市における支援体制の強化を図ります。

■支援体制の充実

地域住民が主体となり、相互協力による緑のまちづくりを支援するため、既存の緑地協定や生垣づくり助成制度など、ニーズにあった支援体制の充実を図ります。



【総合的な緑の配置方針図】



「ともにまもり育てる 水と緑豊かな田園都市」を実現するため、市民、企業及び行政がそれぞれの立場で水と緑豊かなまちづくりの課題を共有し、互いに役割を分担して協力、連携を図り、緑の保全と創出及び緑化を進めます。

1 緑地の保全と創出のための施策

(1) 緑地の保全と活用

1) 里山・樹林地の保全

■地区計画等緑地保全条例制度

地区計画等緑地保全条例制度は、屋敷林や社寺林、身近にある小規模な緑地について、保全を目的とする地区計画制度です。

屋敷林などの保全が必要な地域は、土地所有者などの理解と協力のもと導入を検討します。

■里山保全地域制度

里山保全地域制度は、塩尻市環境基本条例に基づき、里山の自然環境を保護、育成し、多様な活用を目的とするものです。

新たに里山の保全が必要な地域は、土地所有者などの理解と協力のもと指定拡大を進めます。

■緑地保全地域制度

緑地保全地域制度は、比較的緩やかな行為の規制により一定の土地利用との調和を図りながら適切な緑地の保全を目的とするものです。

市内に残された貴重な緑地（都市近郊の里地・里山など）は、生物多様性の保全、環境保全・再生などの観点から、土地所有者などの理解と協力のもと、県と協議をしながら導入を検討します。

■風致地区

風致地区は、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採などの行為を制限することにより緑地環境を保全し、都市の風致の維持を目的とするものです。

風致の維持が必要な地域は、土地所有者などの理解と協力のもと導入を検討します。

2) 大木・名木等の保全

■文化財（史跡・名勝・天然記念物）

文化財は、現状の変更など一定の行為について制限することにより、歴史、学術や鑑賞上価値の高い環境を有するものを継続して保全を図るものです。

文化財としての保全が必要なものは、指定拡大を進めます。

■保存樹・保存樹林

保存樹・保存樹林は、緑の文化財といわれ都市の美観維持と環境保全のために指定するものです。

保存が必要な老木や巨木、樹林について指定を検討します。

(2) 都市公園の整備

1) 身近な公園の整備

老朽化している公園や市民ニーズに対する確に対応していない公園は、再整備するとともに、公園不足エリアの解消に向けて公園の新規整備を進めます。

(参考)

区 分	内 容
街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園 標準規模：1箇所あたり面積0.25ha 整備実績：27箇所、面積5.6ha
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園 標準規模：1箇所あたり面積2.0ha 整備実績：1箇所、面積1.5ha（長者原公園）
地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園 標準規模：1箇所あたり面積4.0ha 整備実績：1箇所、面積1.4ha（塩尻北部公園）
総合公園	市民全般の休息、鑑賞、散歩、遊技、運動など総合的な利用に供することを目的とする公園 整備実績：1箇所、面積23.5ha（小坂田公園）
広域公園	主として1市町村の区域を越える広域レクリエーションなど、総合的な利用に供することを目的とする公園 整備実績：1箇所、面積51.0ha（松本平広域公園）

(3) 都市公園以外の施設等の公園的整備

1) 道路の公園的整備

■道路ポケットパークの整備

交差点部などの角地や三角地、道祖神周辺、未利用地などを活用して、歩行者の憩いの場の整備を進めます。

■歩行者空間の緑道化

広幅員の歩道や余裕のある空間は、交通機能を確保しながら緑豊かな歩道空間の確保を検討します。

2) 河川・池沼等の公園的整備

■身近にふれあう水辺空間の整備

市街地にある貴重な水辺空間は、自然との調和を図りながら、水に親しむ場として整備を進めます。

3) 身近な広場の整備

■公共施設の公園的整備

公共施設の周辺は、既存の緑を充実して緑豊かでゆとりのある交流の場として整備します。

■レクリエーション・コミュニティの向上を図る身近な広場整備

市街地の小規模広場、集落内の広場、集会場周辺のオープンスペースなどは、日常生活の憩いの場となる身近な広場として、地域住民とともに整備や管理を検討します。

■史跡・遺跡の公園的整備

地域の歴史を伝える遺跡、史跡などを活用して、地域住民の憩いの場となるよう検討します。

■市民緑地制度

市民緑地制度は、緑豊かな土地（樹林地・水辺など）を所有している方が、その緑の管理について市と一定の期間契約を結び、その土地を一般に開放しながら保全を図っていく制度です。

木々にふれあい楽しみ学ぶことができる緑地は、土地所有者などの理解と協力のもと導入を検討します。

4) 農業とふれあう場の整備

■市民農園・体験型農園

自然とのふれあいを求める市民に対しその機会などを提供するため、レクリエーション活動として野菜類の栽培を行えるよう市民農園の指定拡大を進めます。

また、農作業を通して農業や食に対する意識を高める体験型農園の導入を検討します。

(4) その他

■生産緑地地区

生産緑地地区は、良好な都市環境を確保するため、農業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地を計画的に保全する制度です。

生産緑地として保全が必要な地域は、土地所有者などの理解と協力のもと導入を検討します。

2 緑化の推進のための施策

(1) 公共公益施設緑化

1) 道路の緑化

■街路樹の整備

街路樹が必要な道路は、緑化に配慮した道路幅員の確保に努め、道路特性、地域特性を踏まえ、街路樹の整備を進めます。

また、緑の軸をつくる幹線道路、都市計画道路などは、重点的に街路樹の整備を進めます。

2) 河川・池沼等の緑化

■多自然川づくり等

自然の状態に近い形で改修を行う必要のある河川は、自然材料を用いた水際環境の創出、護岸表面の覆土などにより、生き物にやさしい環境づくりや自然の風景になじんだ川づくりを進めます。また、水と緑のネットワークを形成する上で必要となる池沼などは、市民の憩いの場となる水辺を創出します。

3) 公共公益施設の緑化

■公共公益施設の緑化

官公署、学校、処理施設などの敷地や建物壁面などは、地域や地区の緑の拠点として風格やシンボル性を有する緑化を行い、市民に親しまれる緑豊かな施設に向けて改善します。

対象施設：塩尻市役所、各支所、消防署、総合文化センター、公民館、図書館、小学校、中学校、高等学校、保育園、下水処理施設、クリーンセンター、浄水場など

■駅前広場の緑化

駅前広場は、にぎわいのある地域の玄関口として緑を多く配し、うるおいのある空間となるよう緑化を進めます。

(2) 民有地の緑化

1) 緑化指導・誘導

■地区計画等緑化率条例制度

地区計画等緑化率条例制度は、街区単位の緑化を推進し、良好な都市環境を形成するため、建築物の新築や増築を行う際、敷地面積の一定割合以上の緑化を定める制度です。

緑が不足している市街地などは、土地所有者などの理解と協力のもと導入を検討します。

■緑地協定

緑地協定は、住宅に係る土地について、地域住民の発意によって緑の町並みをつくるため、住宅敷地内の生垣やフラワーポット設置などの緑化や樹木の保全に関するルールを定める制度です。

緑の町並みをつくる必要のある地域は、土地所有者などの理解と協力のもと指定拡大を進めます。

■景観育成住民協定

景観育成住民協定は、美しい町並みを守りはぐくむため、地域ごとに建築物の規模やデザインなどを定める制度です。

地域の個性をいかした景観形成を図る必要のある地域は、土地所有者などの理解と協力のもと指定拡大を進めます。

■旧街道の沿道緑化・保全

中山道、三州街道、善光寺街道などの旧街道は、沿道の緑を保全するとともに、歴史を感じさせる緑豊かな町並みを創出します。

■緑化地域制度

緑化地域制度は、緑が不足している市街地において、一定規模以上の敷地に建築物の新築や増築を行う際、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度です。

緑が不足している地域は、土地所有者などの理解と協力のもと導入を検討します。

2) 緑化等の補助・助成

■緑のまちづくり事業助成等

民有地共同緑化（公共施設、公益施設、民有地共同緑化）、緑地協定、緑化イベントなどの開催事業（緑化フェアの開催など）、記念植樹事業（結婚記念植樹、出生記念植樹）などを推進し、緑豊かなまちづくりを進めます。

また、効果的に緑化を推進するため、助成制度の見直しを検討します。

(3) 緑化重点地区

■緑化重点地区

緑化を重点的に進め、うるおいのある緑豊かな地区を創出するため、緑化重点地区の指定について検討します。

検討すべき地区

- ・ 駅前等都市のシンボルとなる地区
- ・ 特に緑の少ない地区
- ・ 避難地の面積が十分でないなど防災上の課題があり、緑地の確保及び市街地の緑化を行う必要性が特に高い地区
- ・ 緑化の推進の住民意識が高い地区

- ・緑地協定の締結の促進などにより良好な住宅地の形成を促進する地区
- ・都市公園を核として地域住民の憩いの場の創出を図る地区
- ・公共施設と民有地の一体的な緑化及び景観形成による良好な環境の保全及び創出を図る地区

(4) 緑化の推進体制

1) 市民参加のしくみ

■公園づくり等ワークショップ

公園の整備計画を検討する際、ワークショップなどにより、公園利用者の声を反映させるとともに維持管理に対する意識を高め、市民と行政、市民相互の合意形成を図り、地域に愛される公園づくりを進めます。

■花と緑のネットワーク事業

花と緑があふれる美しいまちとするため、活動団体に対する技術的支援や情報提供などを行い、緑化活動を進めます。

2) 市民参加型緑化

■緑の名所づくり

市内にある緑豊かな場所や桜の名所などの魅力を高め、観光スポットにするとともに、積極的にPRし、緑の名所づくりを進めます。

3) 活動支援・人材育成

■緑の活動を進める人材育成

緑の講座や講習会などを開催し、参加者相互の技術交流などを進め、地域の緑づくりや施設の緑化を進める人材を育成します。

(5) 緑の管理・調査

1) 管理体制

■緑の管理

公園や緑地、街路樹など、地域住民による維持管理が可能なものは、アダプト制度などの導入を検討します。

2) 緑の調査研究

■緑の基礎調査

緑の現況量、地域資源などは、定期的に緑の調査を行います。

(6) 緑学習・コミュニケーション

1) 緑学習の推進

■緑の学習

自然や人が生きていく環境を守る大切さを学ぶ、緑の学習を推進します。

■学校緑化

学校内にビオトープや花壇など緑と親しむ場を整備し、緑の体験学習に活用します。

■講習会等の開催

樹木の管理やガーデニングなど、市民ニーズに対応した講習会を開催します。

2) 緑の広報活動

■ホームページの開設

緑に親しむホームページを開設し、インターネット利用に対応した情報提供や情報収集を行います。

■広報への定期的掲載

広報に公園や緑化イベント便り、緑の特集などを掲載します。

■緑化イベントの開催

都市緑化月間などの行事の企画・運営、都市緑化フェアなどを開催します。

附 属 資 料

1	塩尻市緑の基本計画策定の主な経緯	66
2	塩尻市都市計画マスタープラン等策定委員名簿	67
3	用語解説	68

1 塩尻市緑の基本計画策定の主な経緯

○塩尻市都市計画マスタープラン等策定委員会

- ・ 第1回（平成19年8月31日）
『まちづくりの現況確認』
- ・ 第2回（平成19年10月29日）
ワークショップ
『まちづくりに関する問題点・課題①』
- ・ 第3回（平成19年11月26日）
ワークショップ
『まちづくりに関する問題点・課題②』
- ・ 第4回（平成20年1月31日）
ワークショップ
『将来のまちづくりのあり方①』
- ・ 第5回（平成20年2月25日）
ワークショップ
『将来のまちづくりのあり方②』
- ・ 第6回（平成20年5月23日）
『緑に関する課題の整理、基本方針の検討』
- ・ 第7回（平成20年8月1日）
『都市計画マスタープランの検討』
- ・ 第8回（平成20年10月22日）
『計画の基本方針、緑地の配置方針等の検討』
- ・ 第9回（平成21年1月16日）
『計画素案の検討①』
- ・ 第10回（平成21年2月23日）
『計画素案の検討②』
- ・ 第11回（平成21年4月23日）
『計画案の検討』

○議会

平成19年 5月22日 議員全員協議会
平成20年 5月13日 議員全員協議会
平成21年 2月 4日 経済建設委員会協議会
平成21年 2月13日 議員全員協議会
平成21年 5月19日 議員全員協議会

○庁内会議

都市計画マスタープラン等庁内検討チーム会議
7回

○アンケート、広報、パブリックコメント等

- ・ 住み良いまちづくりアンケート調査
平成19年7月19日～8月6日
- ・ 計画素案のパブリックコメント手続
平成21年3月2日～4月3日
- ・ 広報しおじり特集 2回
- ・ テレビ広報しおじり 2回

2 塩尻市都市計画マスタープラン等策定委員名簿（順不同、敬称略）

氏 名	団体名等	役職等	備 考
滝澤 美弘	塩尻市区長会	大門地区会長	H19年度
平谷 仁美	塩尻市区長会	大門地区会長	H20年度
赤羽 猛夫	塩尻市消防団	団長	
富田 郁子	塩尻市自然保護ボランティア	世話人	
下平 武志	塩尻市農業委員会	農業振興部会長	H19年度
一ノ瀬 守司	塩尻市農業委員会	農業振興部会長	H20年度
橋原 千秋	塩尻市身体障害者福祉協会	会長	
寺澤 永人	塩尻市老人クラブ連合会	副会長	
赤羽 道男	塩尻商工会議所	工業委員会委員長	委員長
林 孝信	塩尻商工会議所	商業委員会委員長	H19年度
平出 芳雄	塩尻商工会議所	商業委員会委員長	H19・20年度
堀内 泉	塩尻景観ネットワーク	代表	
川上 比奈子	塩尻交通安全協会	女性部長	
宮田 伸子	塩尻市子育てサークル連絡会	代表	
村田 茂之	塩尻市教育委員会	委員	
川上 恵一	塩尻市文化財保護審議会	委員	
平出 ます枝	塩尻市女性団体連絡会	代表	副委員長
岩城 直子	しおじり女性会議	副代表	
百瀬 元博	(株)パストラル	代表取締役社長	
赤沼 広幸	セイコーエプソン(株)	管財部 課長	
赤羽 博樹	(株)八十二銀行塩尻支店	営業グループ長	H19年度
根橋 直也	(株)八十二銀行塩尻支店	営業グループ長	H19・20年度
吉田 京子	(社)長野県建築士会松筑支部塩尻部	社会貢献委員会副委員長	
坪井 靖男	(社)長野県宅地建物取引業協会中信支部	塩尻地区副会長	
塚原 松昭	公募		
中野 潤	公募		
遠藤 洋子	公募		

※役職等は、策定委員会委員委嘱当時の役職

3 用語解説

▽ ア行

アダプト制度

アダプト(adopt)は、養子縁組をするという意味。市民が里親となり、道路、公園など身近な公共空間を管理者と協定を結び、責任をもって維持管理していく制度。

運動公園

主として運動の用に供することを目的とする都市公園。

オープンスペース

建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地のうち、公開されている空地。

▽ カ行

街区公園

主として街区内に居住する者が容易に利用できることを目的とする、標準面積が0.25haの都市公園。

街区単位

道路、鉄道、河川などによって区切られた区画の単位。

回廊

市街地を一つの建物と仮定し、奈良井川、田川、段丘林を結ぶ、水と緑のネットワークにより形成される、生き物の移動空間。

環境負荷

環境に与えるマイナスの影響のことで、環境基本法では、特に人的に発生する環境保全の上で支障となるおそれのあるものを、環境への負荷としている。

協働

市民や行政等が、同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと。

近隣公園

主として近隣に居住する者が容易に利用できることを目的とする、標準面積が2haの都市公園。

区域区分

計画的に市街化を図るべき区域(市街化区域)と市街化を抑制すべき区域(市街化調整区域)に区分すること。

景観育成住民協定

美しい町並みを守りはぐくむため、長野県景観条例に基づき、地域ごとに建築物等の規模やデザイン等を定める協定。

景観緑三法

「景観法」、「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」及び「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」。

広域公園

1つの市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園。

公園不足エリア

既存公園の誘致距離の範囲に含まれない、公園が不足している地域のこと。(P28図面参照)

公園誘致距離

平成15年以前の都市公園法施行令に示されていた、一般的な住宅市街地における公園の標準的な誘致距離のこと。現在は、都市公園法運用指針に参考として示されている。

公共公益施設

住民の利用を目的として法令等に基づいて整備される施設や住民の生活のために必要なサービス施設。

交雑種

複数の種が交わってできた生物。

高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。

国勢調査

総務省が行う全国一斉の国勢に関する調査のことで、全国都道府県及び市区町村の人口の状況を明らかにし、社会福祉、雇用、住宅、

環境整備、交通など各種行政上の基礎資料を得ることを主たる目的として国内のすべての居住者について行われる調査。

コミュニケーション

複数の人間が、感情、意思、情報などを、受け取りあうこと、あるいは伝えあうこと。

▽ サ行

里地

都市と奥山との中間にあつて、集落とその周辺の森林、農地で構成されている地域。

里山

都市と奥山との中間にあつて、集落の周りの山。

里山保全地域

雑木林、農地、湧水等が一体となって多様な動植物が生息し、または生息する良好な自然を形成することができると認められる地域で、その自然を回復し、保護することが必要な土地の区域。

三連サークル

塩尻市中心市街地活性化基本計画において整備を計画している、中心市街地の中にある公園や緑地を三連する円でつなく緑。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち市街化を抑制すべき区域。

市民農園

市民がレクリエーションとしての自家用野菜の栽培や高齢者の生きがい対策、児童・生徒の体験学習等の多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てる農園。

社叢

神社の森。

修景

建築物や公共施設の形態・デザイン・色彩を周囲のまちなみに調和させること。

樹叢

密生する林や森。

人口集中地区(D I D地区)

国勢調査の集計のために設定される統計地域で、人口密度が40人/ha以上の国勢調査の調査区が集合し、合計人口が5000人以上となる地域。

心象風景

現実の風景ではなく、心の中で思い描いている風景。

シンボル

抽象的な思想・観念・事物などを、具体的な事物によって理解しやすい形で表すこと。また、その表現に用いられたもの。

水源かん養

森林の土壌が降水を貯留し、川の流量を安定させて洪水を緩和するとともに、水質を浄化すること。

生態系

生物と生物を取り巻くそれ以外の環境が相互に関係しあつて生命の循環をつくり出しているシステム。

生物多様性

遺伝子レベル、種レベル、生活場所レベルなどで、たくさんの生物種が存在すること。

線引き

区域区分の通称名。

総合公園

主として1つの市町村の区域の住民の休息、鑑賞、遊戯、運動等の総合的な利用に供することを目的とする都市公園。

その他農地

ここでは、市街化区域内にある農地を示す。

▽ 夕行

体験型農園

農家が自らの農業経営の一環として開設する市民農園のことで、農地における耕作は農家が行い、利用者は農家の指導・管理のもとレクリエーションその他の営利目的以外の目的でその農地で行われる農作業をする方式。

段丘林

河岸や海岸などに沿って平坦面と急崖(きゅうがい)が階段状に配列している地形上にある林。

地域コミュニティ

地域住民が生活している場所のことで、消費、生産、労働、教育、医療、遊び、スポーツ、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団。

地域制緑地

各種の法規制によって土地利用がコントロールされている区域で、農用地区域、河川区域、保安林区域などのこと。(P18参照)

地域防災計画

ある一定の地域において、災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、各防災機関の任務を明確にし、全力をあげて災害の発生を防止し、さらに応急的援助を行うなど被害の軽減に努めるよう、事前の対策をまとめたもの。

地区計画

都市計画法に基づき、建築物の形態、公共施設等の配置など、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するために定める計画。

地区公園

主として徒歩圏内の居住者が容易に利用できることを目的とする、標準面積が4haの都市公園。

中心市街地活性化基本計画

中心市街地の活性化に関する法律に基づき、市町村が中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画。

低未利用地

建築物などが建てられるなど、その土地にふさわしい利用がなされるべきと考えられる土地において、そのような利用がなされていない土地。

デザイン

建築物などの色・形・配置などのこと。

都市計画区域

都市計画法、その他の法令の規制が適用される土地の区域。

都市計画区域外

都市計画区域が定められていない区域。

都市計画道路

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画法に基づいて建設計画が決定された道路。

都市公園

国や地方公共団体が、都市公園法に基づき、都市計画区域内に設置する公園または緑地。

都市緑化月間

都市における緑の保全・創出や、都市公園、街路樹の整備等を推進し、住民参加による緑豊かな美しいまちづくりを展開するための運動月間(毎年10月)。

▽ ナ行

農用地区域

農業振興地域内の耕作を目的とする農地と採草地・放牧地。

▽ ハ行

パークコーディネーター

公園管理に必要な知識や技術を提供する人材。

ヒートアイランド現象

自然の気候とは異なった都市独特の局地気候で、郊外に比べ都心部ほど気温が高くなる現象。

ビオトープ

ドイツの生物学者ヘッケルにより提唱された学術用語で、一定のまとまりとなって、野生の動植物や微生物が生息し、自然の生態系が機能する空間。

美観

美しい眺めや美しい景観。

風致

自然の風景などのおもむき、味わいのこと。

ポケットパーク

都市部のわずかなスペースを利用し、都市環境の改善を図るために設ける公園。

歩行者ネットワーク

歩行者が円滑に、また、快適に移動できるようにするための各施設等を結ぶ歩行空間。

▽ マ行

水と緑のネットワーク

公園・緑地の整備を図ると同時に、河川や湖沼などの水辺環境の回復を進めることで、水と緑を面的かつ線的に関連付け、うるおいのある環境づくりを図ること。

▽ ヤ行

屋敷林

農家などの防風や防雪の目的で設置されている家の建っている敷地にある林。

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、国籍、人種などにかかわらず、すべての人にとってわかりやすく使いやすい製品や建築物、環境、情報とするよう目指していくことや生活環境をデザインするという考え方。

用途地域

都市計画法に基づき、目指すべき市街地像に

応じて用途別に12種類に分類される地域。

▽ ラ行

緑地

公園、農地、山林、河川、水面や民間施設のオープンスペースなど、良好な自然環境を形成している地域。

緑地協定

都市緑地法に基づき、良好な住環境を創るため、関係者全員の合意により区域を設定し、緑地の保全または緑化について定める協定。

緑地保全地域

都市緑地法に基づき、都市の緑地を保全するために指定する地域で、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら適切な緑地の保全を目的とする。(P57参照)

レクリエーション

仕事・勉強などの肉体的・精神的疲労をいやし、元気を回復するために休養をとったり娯楽を行ったりすること。

ロードサイド

幹線道路等の通行量の多い道路の沿線。

▽ ワ行

ワークショップ

地域に関わる諸問題に対応するために、様々な立場の参加者が、交流や共同作業を通じて、互いに学びあいながら、地域の課題発見や解決策、計画案の考案などを行っていく活動。

塩尻市緑の基本計画

平成21年9月発行

発行／塩尻市
編集／塩尻市建設事業部都市づくり課
〒399-0786
塩尻市大門七番町3番3号
TEL (0263) 52-0280(代)
印刷／(有)クマガイ印刷

